投資信託説明書
（請求目論見書）
使用開始日 2023.10.26

eMAXIS 先進国株式インデックス

追加型投信／海外／株式／インデックス型

ファンドは、2024 年 1 月 1 日から開始される新しいNISAの成長投資枠およびつみたて投資枠の対象となる予定です。
※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

eMAXIS専用サイト https://emaxis.jp/

この目論見書により行う「eMAXIS 先進国株式インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2023 年 4 月 25 日に関東財務局長に提出しており、2023 年 4 月 26 日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

発行者名	：三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	：東京都港区東新橋一丁目９番１号
縦覧に供する場所	：該当事項はありません。

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント

◇MSM-250910-0000-20231026◇

目次

第一部【証券情報】 1
（１）【ファンドの名称】 1
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 1
（３）【発行（売出）価額の総額】 1
（４）【発行（売出）価格】 1
（５）【申込手数料】 1
（６）【申込単位】 1
（７）【申込期間】 1
（８）【申込取扱場所】 1
（９）【払込期日】 2
（１０）【払込取扱場所】 2
（１１）【振替機関に関する事項】 2
（１２）【その他】 2
第二部【ファンド情報】 3
第１【ファンドの状況】 3
第２【管理及び運営】 33
第３【ファンドの経理状況】 39
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 100
第三部【委託会社等の情報】 101
第１【委託会社等の概況】 101
約款 131

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ｅＭＡＸＩＳ 先進国株式インデックス（「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の 9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/
ｅＭＡＸＩＳ専用サイト　https://emaxis.jp/
（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（5）【申込手数料】

ありません。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位
申込単位は販売会社にご確認ください。
確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、１円以上１円単位とします。

（7）【申込期間】

2023 年 4 月 26 日から 2024 年 4 月 25 日まで
※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（8）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。
販売会社によっては、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みの取扱いを行います。
販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

（9）【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。
各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、5,000 億円です。
＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
追加型	海外	債券	ＭＲＦ	特殊型（　　）
	内外	不動産投信	ＥＴＦ	
		その他資産（　　）		
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル（日本を除く）	ファミリーファンド	あり（　　）	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
大型株	年４回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし		
中小型株	年６回	欧州			その他ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース))	ロング・ショート型／絶対収益追求型
債券	（隔月）	アジア				
一般	年 12 回	オセアニア				その他（　　）
公債	（毎月）	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東（中東）				
クレジット属性（　　）	（　　）	エマージング				
不動産投信						
その他資産（投資信託証券（株式　一般))						
資産複合						

（　　）						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載がある

			ものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 12 回（毎月）		信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

ファンドの目的

日本を除く先進国の株式市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

特色1　MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

- MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマーク（以下「対象インデックス」という場合があります。）とします。
- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

<運用プロセスのイメージ>

ステップ1：投資対象ユニバースの作成
ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

ステップ2：ポートフォリオ案の作成
モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

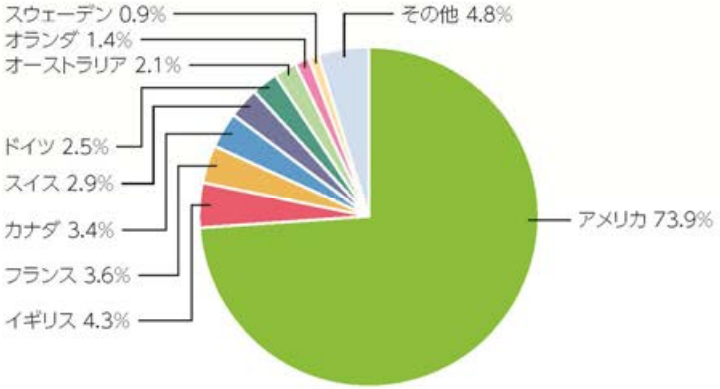
ステップ3：売買執行
売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

ステップ4：モニタリング
一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ（https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html）でご覧いただけます。

<対象インデックスの国・地域別構成比率>



国・地域	（22カ国・地域）
アメリカ	イタリア
イギリス	香港
フランス	シンガポール
カナダ	ベルギー
スイス	フィンランド
ドイツ	アイルランド
オーストラリア	ノルウェー
オランダ	イスラエル
スウェーデン	ポルトガル
デンマーク	ニュージーランド
スペイン	オーストリア

•四捨五入の関係で上記の数字を合計しても100%にならない場合があります。
•MSCI Inc.のデータを基に三菱UFJアセットマネジメント作成（2023年6月末現在）

特色2 主として対象インデックスに採用されている日本を除く先進国の株式に投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

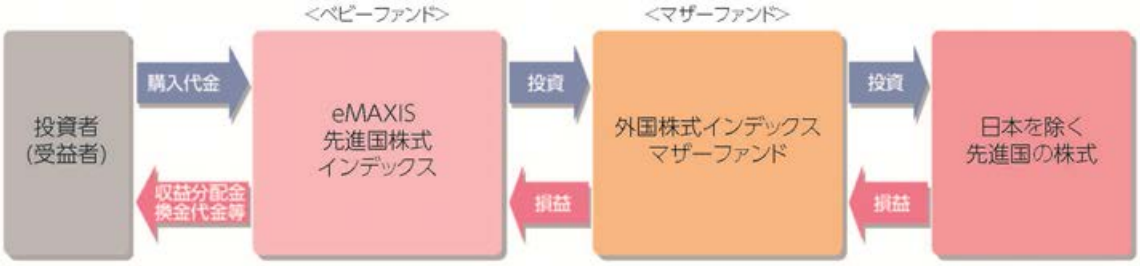
※実際の運用は外国株式インデックスマザーファンドを通じて行います。

特色3 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ファンドの仕組み

運用は主に外国株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く先進国の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
株式の一銘柄制限	同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

■分配方針

- 年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。
MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。
当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。
MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。
MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。
当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

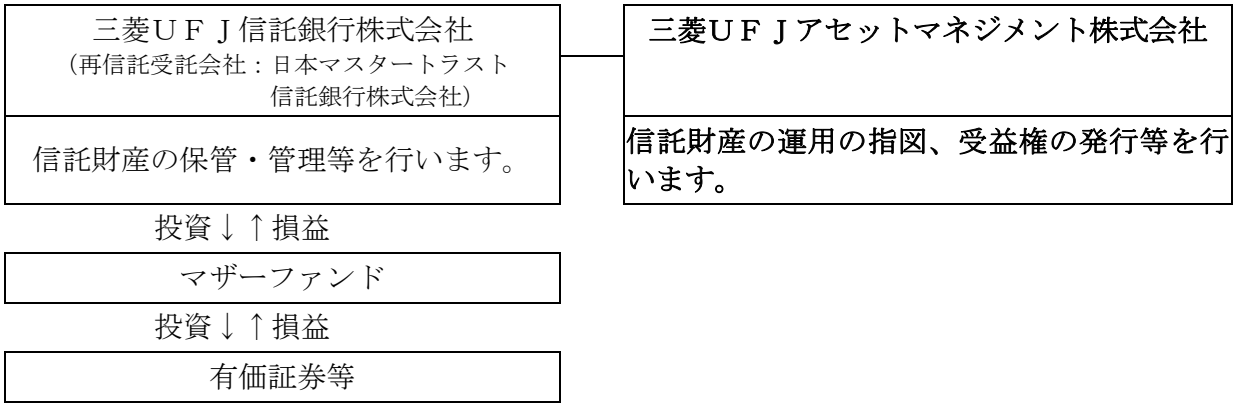
（2）【ファンドの沿革】

2009 年 10 月 28 日　　設定日、信託契約締結、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）	
お申込金↓　↑収益分配金、解約代金等	
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金↓　↑収益分配金、解約代金等	
受託会社（受託者）	**委託会社（委託者）**



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2023 年 10 月 1 日現在）

・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 404 号

・設立年月日
1985 年 8 月 1 日

・資本金
2,000 百万円

・沿革

1997 年 5 月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004 年 10 月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005 年 10 月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015 年 7 月	三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
2023 年 10 月	エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581 株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国

の株式に直接投資することがあります。
外国株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として対象インデックスに採用されている日本を除く世界各国の株式に実質的な投資を行い、信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。
マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が 100％を超える場合があります。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
　イ．有価証券
　ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
　　ａ．有価証券先物取引等
　　ｂ．スワップ取引
　ハ．約束手形
　ニ．金銭債権
２．次に掲げる特定資産以外の資産
　イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とする外国株式インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 13 号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から 12．の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものを

いいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で 16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。以下 16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定めるものをいい、１．から 23. に該当するものを除きます。）
25. 外国の者に対する権利で 23. および 24. の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書ならびに 13. および 19. の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに 16. の証券ならびに 13. および 19. の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および 15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．信託の受益権（金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるものをいい、１．から５．に該当するものを除きます。）
７．投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第２条第２項第５号に該当するものをいいます。）
８．外国の者に対する権利で５．から７．の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

・外国為替予約取引

＜外国株式インデックスマザーファンドの概要＞

（基本方針）

この投資信託は、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

・株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または

株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を 100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

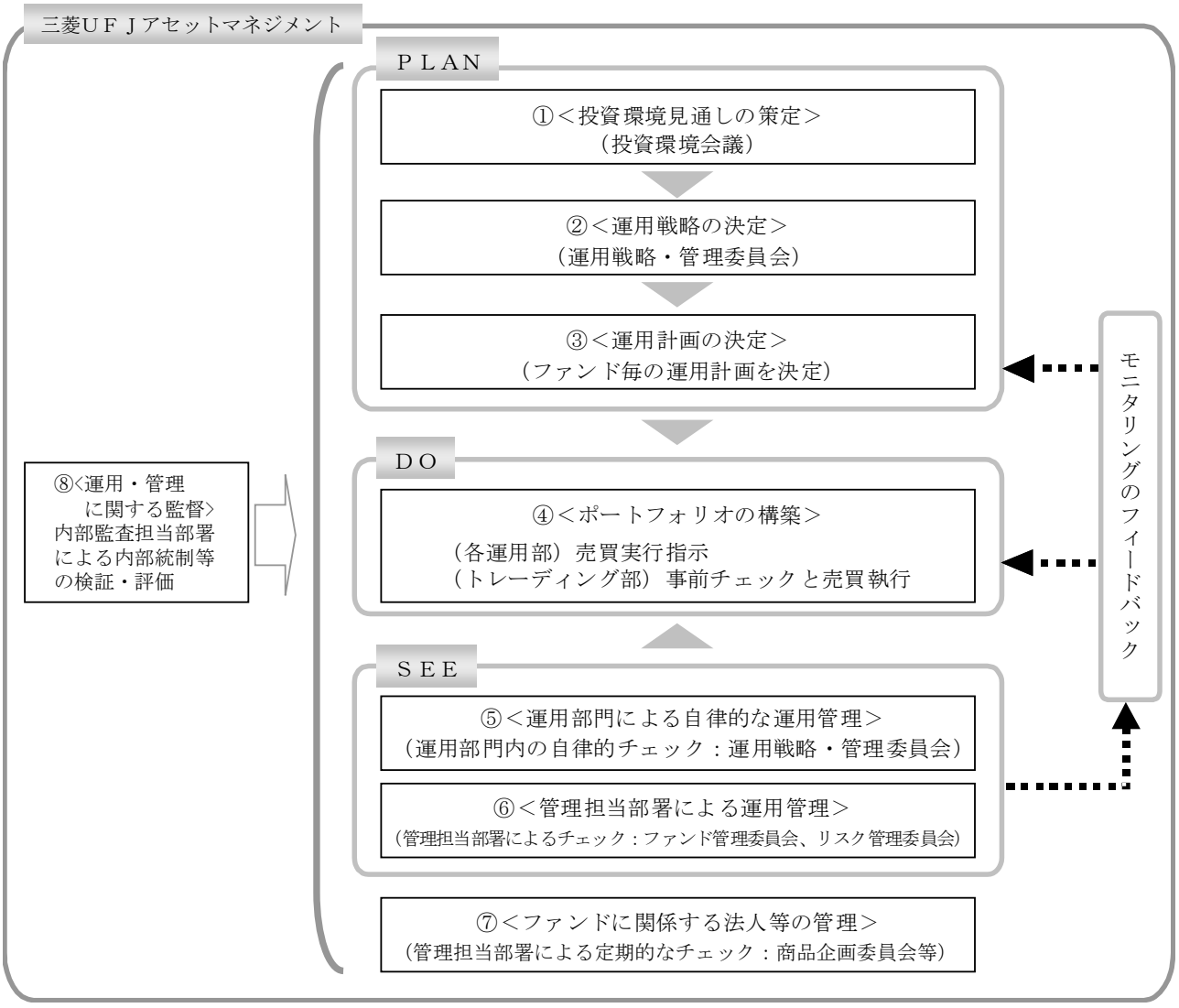
⑦スワップ取引を行うことができます。

⑧外国為替予約取引を行うことができます。

⑨デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（3）【運用体制】



①投資環境見通しの策定
投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。
②運用戦略の決定
運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。
③運用計画の決定
②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。
⑤運用部門による自律的な運用管理
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。
⑥管理担当部署による運用管理
運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、(b) リスク管理および法

令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」　https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①新株引受権証券および新株予約権証券

ａ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②投資信託証券

ａ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下ａ．およびｂ．において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。

④同一銘柄の転換社債等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債

であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第 341 条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤スワップ取引

ａ．委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥信用取引

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

ｂ．ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（④に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦外国為替予約取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑧有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑨資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の

当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑩投資する株式等の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑪有価証券の貸付

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑬デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑭信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク
一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク
実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
・当ファンドは、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制
委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。
①コンプライアンス担当部署
法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。
②リスク管理担当部署
運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。
③内部監査担当部署
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2018年8月末～2023年7月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年8月末～2023年7月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（3）【信託報酬等】

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.66%（税抜 0.6%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬率ならびに配分（委託会社および販売会社、受託会社）は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率（税込 年率）	配分（税抜 年率）		
		合計	委託会社および販売会社	受託会社
500 億円未満の部分	0.66%	0.6%	0.54%	0.06%
500 億円以上 1,000 億円未満の部分	0.638%	0.58%	0.53%	0.05%
1,000 億円以上の部分	0.616%	0.56%	0.52%	0.04%

委託会社および販売会社への配分（税抜）は、次の通りです。

各販売会社における取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社
50 億円未満の部分	信託報酬率から販売会社および受託会社の配分率を差し引いた率	0.27%
50 億円以上 100 億円未満の部分		0.28%
100 億円以上の部分		0.29%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等

受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

（4）【その他の手数料等】

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％、地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）およびジュニアＮＩＳＡ（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。ファンドは「つみたてＮＩＳＡ（非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度）」の適用対象です。ＮＩＳＡ、ジュニアＮＩＳＡおよびつみたてＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記は 2023 年 12 月末までの制度となります。

※2024 年１月１日以降、ＮＩＳＡの拡充・恒久化が図られ、公募株式投資信託は一定の要件を満たした場合に当該制度の適用対象となります。ファンドはＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の「成

長投資枠（特定非課税管理勘定）およびつみたて投資枠（特定累積投資勘定)」の対象となる予定です。
販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
ＮＩＳＡの「成長投資枠およびつみたて投資枠」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024 年１月１日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税
受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。
買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

（＊）確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について
①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について
受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2023 年 7 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ｅＭＡＸＩＳ　先進国株式インデックス】

（1）【投資状況】

2023年 7月 31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	76,907,220,763	99.99
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	7,610,003	0.01
純資産総額		76,914,830,766	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2023年 7月 31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	13,686,994,263	4.5978	62,930,436,005	5.6190	76,907,220,763	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年 7月 31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年７月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第５計算期間末日（2014年 1月 27日）	13,475,226,990	13,475,226,990	17,287	17,287
第６計算期間末日（2015年 1月 26日）	26,101,394,845	26,101,394,845	21,462	21,462

第7計算期間末日	(2016年 1月26日)	29,750,541,820	29,750,541,820	19,374	19,374
第8計算期間末日	(2017年 1月26日)	36,259,946,419	36,259,946,419	22,512	22,512
第9計算期間末日	(2018年 1月26日)	37,511,309,648	37,511,309,648	27,251	27,251
第10計算期間末日	(2019年 1月28日)	34,563,369,914	34,563,369,914	24,957	24,957
第11計算期間末日	(2020年 1月27日)	43,329,313,442	43,329,313,442	30,428	30,428
第12計算期間末日	(2021年 1月26日)	48,064,952,540	48,064,952,540	33,686	33,686
第13計算期間末日	(2022年 1月26日)	53,052,642,780	53,052,642,780	40,742	40,742
第14計算期間末日	(2023年 1月26日)	62,181,711,901	62,181,711,901	43,457	43,457
	2022年 7月末日	61,415,520,635	—	44,362	—
	8月末日	61,756,407,027	—	44,638	—
	9月末日	59,137,318,689	—	42,430	—
	10月末日	65,131,831,246	—	46,464	—
	11月末日	63,371,183,664	—	45,073	—
	12月末日	60,037,056,963	—	42,287	—
	2023年 1月末日	62,827,682,029	—	43,864	—
	2月末日	65,042,356,941	—	45,382	—
	3月末日	65,328,722,746	—	45,131	—
	4月末日	66,901,010,795	—	46,346	—
	5月末日	69,897,333,702	—	48,484	—
	6月末日	75,490,419,472	—	52,268	—
	7月末日	76,914,830,766	—	53,035	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第5計算期間	30.98

第 6 計算期間	24.15
第 7 計算期間	△9.72
第 8 計算期間	16.19
第 9 計算期間	21.05
第 10 計算期間	△8.41
第 11 計算期間	21.92
第 12 計算期間	10.70
第 13 計算期間	20.94
第 14 計算期間	6.66
第 15 中間計算期間	21.74

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

（4）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 5 計算期間	5,937,411,033	5,404,594,483	7,794,990,145
第 6 計算期間	7,988,292,344	3,621,399,674	12,161,882,815
第 7 計算期間	8,649,277,416	5,455,034,670	15,356,125,561
第 8 計算期間	4,489,465,803	3,738,856,964	16,106,734,400
第 9 計算期間	2,894,439,998	5,236,220,255	13,764,954,143
第 10 計算期間	2,806,932,301	2,722,631,411	13,849,255,033
第 11 計算期間	3,699,249,687	3,308,706,699	14,239,798,021
第 12 計算期間	4,794,006,464	4,765,307,553	14,268,496,932
第 13 計算期間	3,501,371,570	4,748,273,927	13,021,594,575
第 14 計算期間	3,000,775,783	1,713,725,636	14,308,644,722
第 15 中間計算期間	1,254,729,316	1,069,295,187	14,494,078,851

（参考）

外国株式インデックスマザーファンド

投資状況

2023 年 7 月 31 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
株式	アメリカ	2,075,157,790,406	69.67
	イギリス	122,285,952,293	4.11
	カナダ	96,573,693,436	3.24
	フランス	93,660,973,222	3.14
	スイス	85,308,472,438	2.86
	ドイツ	71,671,063,606	2.41

	オーストラリア	57,887,125,422	1.94
	オランダ	51,887,899,895	1.74
	スウェーデン	26,745,788,197	0.90
	デンマーク	24,394,712,142	0.82
	スペイン	21,010,026,774	0.71
	香港	19,430,623,721	0.65
	イタリア	15,632,064,007	0.52
	シンガポール	9,574,334,239	0.32
	アイルランド	7,028,124,566	0.24
	フィンランド	7,024,797,272	0.24
	ベルギー	6,396,484,023	0.21
	ノルウェー	5,497,198,305	0.18
	イスラエル	3,447,265,215	0.12
	ニュージーランド	1,671,034,536	0.06
	ルクセンブルグ	1,590,057,955	0.05
	オーストリア	1,488,900,351	0.05
	ポルトガル	1,475,049,933	0.05
	小計	2,806,839,431,954	94.23
投資証券	アメリカ	49,816,653,031	1.67
	オーストラリア	3,292,187,004	0.11
	シンガポール	1,155,899,299	0.04
	イギリス	1,128,343,574	0.04
	フランス	981,324,878	0.03
	香港	689,848,185	0.02
	カナダ	320,202,181	0.01
	ベルギー	214,532,360	0.01
	小計	57,598,990,512	1.93
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	114,171,619,811	3.84
純資産総額		2,978,610,042,277	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2023年 7月 31日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	84,516,586,395	2.84
	買建	カナダ	3,779,238,528	0.13
	買建	ドイツ	14,028,811,842	0.47
	買建	オーストラリア	3,715,542,495	0.12
	買建	イギリス	4,915,282,842	0.17
	買建	スイス	3,403,093,500	0.11

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

2023年 7月 31日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5,853,653	24,585.65	143,915,892,608	27,606.15	161,596,852,620	5.43
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	2,616,729	43,882.13	114,827,650,550	47,700.01	124,818,022,756	4.19
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	3,415,957	15,929.70	54,415,186,473	18,637.64	63,665,389,461	2.14
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	913,931	41,251.43	37,700,960,736	65,903.47	60,231,228,810	2.02
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2,207,311	16,476.99	36,369,854,370	18,689.80	41,254,206,867	1.39
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	1,055,688	25,176.44	26,578,465,601	37,560.04	39,651,690,686	1.33
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	819,725	33,575.43	27,522,623,535	45,882.91	37,611,372,990	1.26
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1,985,128	16,524.66	32,803,581,352	18,750.41	37,221,983,158	1.25
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	344,989	68,837.31	23,748,117,752	70,895.22	24,458,071,984	0.82
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1,084,707	19,221.13	20,849,295,719	22,119.60	23,993,287,886	0.81
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	480,492	45,605.45	21,913,056,088	49,312.71	23,694,365,392	0.80
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	961,433	22,699.31	21,823,870,985	24,596.44	23,647,834,483	0.79
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	1,503,731	14,923.88	22,441,506,758	14,683.43	22,079,936,697	0.74
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	601,486	32,581.61	19,597,384,550	33,233.67	19,989,591,745	0.67
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	154,264	90,118.12	13,901,982,152	126,843.39	19,567,369,687	0.66
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	298,889	61,552.42	18,397,343,659	64,631.92	19,317,771,611	0.65
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用	873,243	21,740.53	18,984,769,534	22,049.11	19,254,237,688	0.65

			品・パーソナル用品						
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	1,017,931	18,585.28	18,918,534,973	17,392.32	17,704,181,690	0.59
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	374,790	40,710.78	15,257,996,879	46,713.22	17,507,651,059	0.59
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	315,045	54,045.29	17,026,700,186	55,395.57	17,452,097,729	0.59
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	149,267	92,772.78	13,847,914,751	101,443.55	15,142,174,378	0.51
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	666,992	22,032.69	14,695,633,970	22,395.90	14,937,888,734	0.50
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	938,890	16,527.35	15,517,364,064	14,990.74	14,074,665,080	0.47
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	652,932	20,601.43	13,451,334,712	21,265.32	13,884,810,856	0.47
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	509,413	27,455.02	13,985,945,419	26,828.00	13,666,532,321	0.46
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	613,930	24,037.76	14,757,504,298	22,034.27	13,527,505,520	0.45
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	1,520,532	8,977.72	13,650,911,373	8,807.80	13,392,550,265	0.45
フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	耐久消費財・アパレル	102,284	137,488.81	14,062,905,954	130,680.41	13,366,516,079	0.45
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	164,191	70,993.76	11,656,536,726	79,411.22	13,038,607,689	0.44
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	169,931	49,087.58	8,341,503,076	74,554.80	12,669,172,382	0.43

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年 7月 31日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式	エネルギー	4.69
	素材	3.97
	資本財	6.43
	商業・専門サービス	1.49
	運輸	1.83

	自動車・自動車部品	2.21
	耐久消費財・アパレル	1.62
	消費者サービス	2.07
	メディア・娯楽	5.81
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.23
	生活必需品流通・小売り	1.67
	食品・飲料・タバコ	3.81
	家庭用品・パーソナル用品	1.63
	ヘルスケア機器・サービス	4.37
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.97
	銀行	5.28
	金融サービス	6.31
	保険	2.91
	ソフトウェア・サービス	9.00
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.74
	電気通信サービス	1.12
	公益事業	2.73
	半導体・半導体製造装置	6.01
	不動産管理・開発	0.34
	小計	94.23
投資証券	—	1.93
合計		96.17

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2023年 7月 31日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP EMINI2309	買建	2,603	アメリカドル	584,730,439.24	82,429,450,019	599,535,975	84,516,586,395	2.84
	カナダ	モントリオール取引所	SP/TSE602309	買建	144	カナダドル	34,919,336	3,713,322,190	35,539,200	3,779,238,528	0.13
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO ST 2309	買建	2,009	ユーロ	87,966,742.87	13,665,633,504	90,304,550	14,028,811,842	0.47
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 2309	買建	215	オーストラリアドル	38,685,716.25	3,634,909,899	39,543,875	3,715,542,495	0.12
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	FTSE100 2309	買建	353	イギリスポンド	26,538,391.25	4,808,756,494	27,126,285	4,915,282,842	0.17

	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS IX2309	買建	185	スイスフラン	20,731,262.25	3,358,464,484	21,006,750	3,403,093,500	0.11

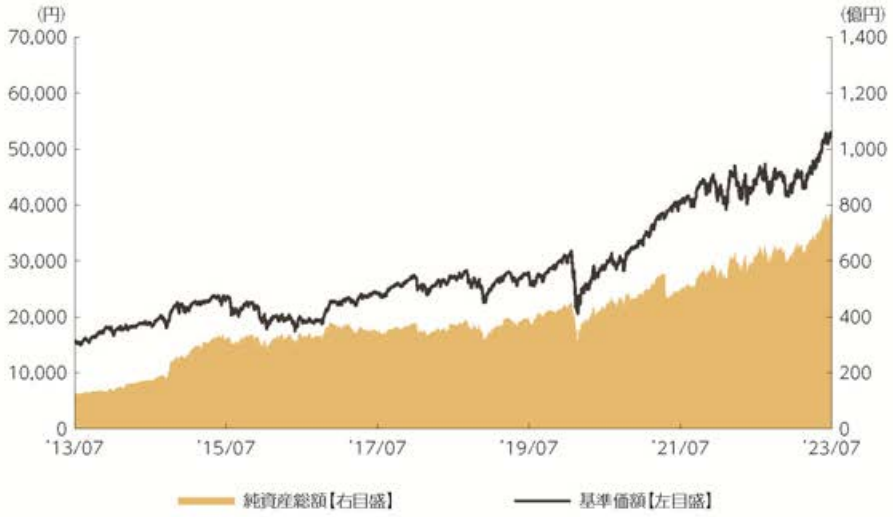
（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

≪参考情報≫

運用実績

2023年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移　2013年7月31日～2023年7月31日



•基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	53,035円
純資産総額	769.1億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2023 年　1月	0円
2022 年　1月	0円
2021 年　1月	0円
2020 年　1月	0円
2019 年　1月	0円
2018 年　1月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

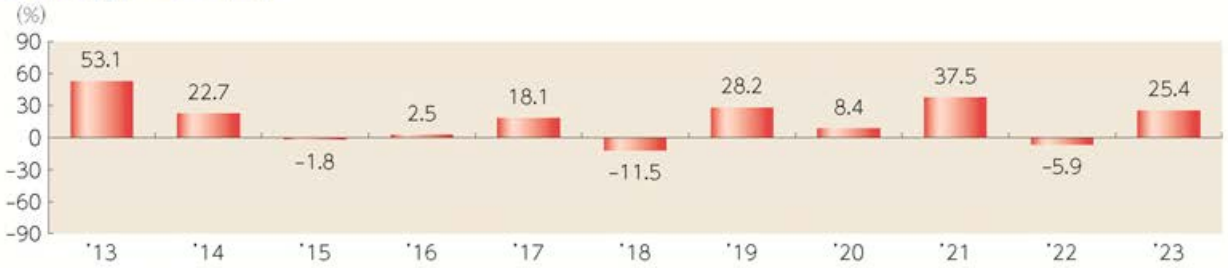
	組入上位通貨	比率
1	アメリカドル	74.2%
2	ユーロ	9.8%
3	イギリスポンド	4.3%
4	カナダドル	3.4%
5	スイスフラン	2.9%
6	オーストラリアドル	2.1%
7	スウェーデンクローネ	0.9%
8	デンマーククローネ	0.9%
9	香港ドル	0.7%
10	シンガポールドル	0.4%

	組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	5.4%
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカ	4.2%
3	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	アメリカ	2.1%
4	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	アメリカ	2.0%
5	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	アメリカ	1.4%
6	TESLA INC	自動車・自動車部品	アメリカ	1.3%
7	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	アメリカ	1.3%
8	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	アメリカ	1.2%
9	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ	0.8%
10	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	アメリカ	0.8%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引　(買建)	3.8%

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
•「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



•収益率は基準価額で計算
•2023年は年初から7月31日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、１円以上１円単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル　0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

ｅＭＡＸＩＳ専用サイト　https://emaxis.jp/

⑥申込手数料

ありません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては上記と異なる取扱いをしている場合があります。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことが

あります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。
ニューヨーク証券取引所の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位
確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については、１口単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の 9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/
ｅＭＡＸＩＳ専用サイト　https://emaxis.jp/

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。
解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。
確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については上記と異なる取扱いをしている場合があります。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。
ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。
また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル　0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/
ｅＭＡＸＩＳ専用サイト　https://emaxis.jp/

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限（2009年10月28日設定）
ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年1月27日から翌年1月26日まで
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできませ

ん。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用
委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改
委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書
委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託
受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告
委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.am.mufg.jp/
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。
（１）収益分配金に対する受領権
受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。
①分配金受取コース（一般コース）
収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。
ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）
収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権
受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。
償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。
ただし、受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。
くわしくは「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」を参照してください。

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（令和 4 年 1 月 27 日から令和 5 年 1 月 26 日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和５年３月 29 日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大畑　茂

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているｅＭＡＸＩＳ 先進国株式インデックスの令和４年１月 27 日から令和５年１月 26 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ｅＭＡＸＩＳ 先進国株式インデックスの令和５年１月 26 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【ｅＭＡＸＩＳ　先進国株式インデックス】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第13期 ［令和4年1月26日現在］	第14期 ［令和5年1月26日現在］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	293,509,498	249,901,008
親投資信託受益証券	53,036,520,679	62,162,855,150
流動資産合計	53,330,030,177	62,412,756,158
資産合計	53,330,030,177	62,412,756,158
負債の部		
流動負債		
未払解約金	99,152,712	24,290,636
未払受託者報酬	17,577,699	20,025,950
未払委託者報酬	159,738,791	185,657,912
未払利息	130	112
その他未払費用	918,065	1,069,647
流動負債合計	277,387,397	231,044,257
負債合計	277,387,397	231,044,257
純資産の部		
元本等		
元本	13,021,594,575	14,308,644,722
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	40,031,048,205	47,873,067,179
（分配準備積立金）	16,477,447,744	17,640,717,246
元本等合計	53,052,642,780	62,181,711,901
純資産合計	53,052,642,780	62,181,711,901
負債純資産合計	53,330,030,177	62,412,756,158

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期 自　令和3年1月27日 至　令和4年1月26日	第14期 自　令和4年1月27日 至　令和5年1月26日
営業収益		
受取利息	414	674
有価証券売買等損益	9,725,846,728	4,027,344,041
営業収益合計	9,725,847,142	4,027,344,715
営業費用		
支払利息	28,929	57,469
受託者報酬	33,938,897	38,502,699
委託者報酬	307,558,465	355,328,237

その他費用	1,767,005	2,046,047
営業費用合計	343,293,296	395,934,452
営業利益又は営業損失（△）	9,382,553,846	3,631,410,263
経常利益又は経常損失（△）	9,382,553,846	3,631,410,263
当期純利益又は当期純損失（△）	9,382,553,846	3,631,410,263
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,237,182,959	531,864,967
期首剰余金又は期首欠損金（△）	33,796,455,608	40,031,048,205
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,495,394,922	10,055,990,192
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,495,394,922	10,055,990,192
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,406,173,212	5,313,516,514
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,406,173,212	5,313,516,514
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	40,031,048,205	47,873,067,179

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第13期 ［令和 4年 1月 26日現在］	第14期 ［令和 5年 1月 26日現在］
１． 期首元本額	14,268,496,932円	13,021,594,575円
期中追加設定元本額	3,501,371,570円	3,000,775,783円
期中一部解約元本額	4,748,273,927円	1,713,725,636円
２． 受益権の総数	13,021,594,575口	14,308,644,722口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第13期
自 令和 3年 1月 27日
至 令和 4年 1月 26日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	749,073,045円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	6,396,297,842円
収益調整金額	C	23,553,600,461円
分配準備積立金額	D	9,332,076,857円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	40,031,048,205円
当ファンドの期末残存口数	F	13,021,594,575口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	30,742円
1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

第14期
自 令和 4年 1月 27日
至 令和 5年 1月 26日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	972,806,797円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,126,738,499円
収益調整金額	C	30,232,349,933円
分配準備積立金額	D	14,541,171,950円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	47,873,067,179円
当ファンドの期末残存口数	F	14,308,644,722口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	33,457円
1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	第13期 自 令和3年1月27日 至 令和4年1月26日	第14期 自 令和4年1月27日 至 令和5年1月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2　金融商品の時価等に関する事項

区分	第13期 ［令和4年1月26日現在］	第14期 ［令和5年1月26日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（1）有価証券 同左
	（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（2）デリバティブ取引 同左
	（3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（3）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第13期 ［令和4年1月26日現在］	第14期 ［令和5年1月26日現在］
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額

	(円)	(円)
親投資信託受益証券	8,497,744,231	3,935,325,383
合計	8,497,744,231	3,935,325,383

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(１口当たり情報)

	第13期 [令和 4年 1月 26日現在]	第14期 [令和 5年 1月 26日現在]
1口当たり純資産額	4.0742円	4.3457円
(1万口当たり純資産額)	(40,742円)	(43,457円)

(４)【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	13,546,942,522	62,162,855,150	
合計		13,546,942,522	62,162,855,150	

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

外国株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	［令和 5年 1月 26日現在］
資産の部	
流動資産	
預金	28,834,509,647
コール・ローン	4,576,308,829
株式	1,955,804,252,672
投資証券	46,201,461,286
派生商品評価勘定	763,123,724
未収入金	191,599,044
未収配当金	1,353,345,138
差入委託証拠金	16,922,004,643
流動資産合計	2,054,646,604,983
資産合計	2,054,646,604,983
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	63,111,704
未払金	1,275,901
未払解約金	57,323,256
未払利息	2,057
流動負債合計	121,712,918
負債合計	121,712,918
純資産の部	
元本等	
元本	447,735,229,199
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,606,789,662,866
元本等合計	2,054,524,892,065
純資産合計	2,054,524,892,065
負債純資産合計	2,054,646,604,983

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［令和 5年 1月 26日現在］

１．　期首	令和 4 年 1 月 27 日
期首元本額	317,906,949,929 円
期中追加設定元本額	228,126,194,105 円
期中一部解約元本額	98,297,914,835 円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ　ライフセレクトファンド（安定型）	229,318,137 円
三菱ＵＦＪ　ライフセレクトファンド（安定成長型）	1,014,733,382 円
三菱ＵＦＪ　ライフセレクトファンド（成長型）	891,950,692 円
ＭＡＸＩＳ　海外株式（ＭＳＣＩコクサイ）上場投信	3,052,319,463 円
ＭＡＸＩＳ全世界株式（オール・カントリー）上場投信	3,898,975,490 円
三菱ＵＦＪ　プライムバランス（安定型）（確定拠出年金）	1,788,614,370 円
三菱ＵＦＪ　プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金）	10,122,294,431 円
三菱ＵＦＪ　プライムバランス（成長型）（確定拠出年金）	10,613,838,555 円
三菱ＵＦＪ　６資産バランスファンド（２ヵ月分配型）	54,730,516 円
三菱ＵＦＪ　６資産バランスファンド（成長型）	142,254,463 円
ファンド・マネジャー（海外株式）	781,552 円
ｅＭＡＸＩＳ　先進国株式インデックス	13,546,942,522 円
ｅＭＡＸＩＳ　バランス（８資産均等型）	1,134,756,868 円
ｅＭＡＸＩＳ　バランス（波乗り型）	39,655,892 円
三菱ＵＦＪ　プライムバランス（８資産）（確定拠出年金）	1,815,168,235 円
コアバランス	179,823 円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金）	217,687,950 円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０４０（確定拠出年金）	251,703,389 円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０５０（確定拠出年金）	228,577,099 円
ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　先進国株式インデックス	84,322,602,279 円
海外株式セレクション（ラップ向け）	2,258,843,580 円
ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　バランス（８資産均等型）	4,741,282,599 円
つみたて先進国株式	21,324,234,179 円
つみたて８資産均等バランス	2,214,802,437 円
つみたて４資産均等バランス	727,991,548 円
ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９７０ｓ	1,768,285 円
ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９８０ｓ	3,123,358 円
ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９９０ｓ	4,402,060 円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３５（確定拠出年金）	180,162,159 円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０４５（確定拠出年金）	189,187,209 円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０５５（確定拠出年金）	119,214,519 円
三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式１５）	58,398,493 円
三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式４０）	437,612,258 円
三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式６５）	940,923,657 円
ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　全世界株式（除く日本）	38,551,647,174 円
ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　全世界株式（３地域均等型）	466,982,595 円
三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金インデックス（先進国株式）	3,082,865,096 円
ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　全世界株式（オール・カントリー）	151,989,880,464 円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６０（確定拠出年金）	106,590,879 円
三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式２５）	37,160,291 円
つみたて全世界株式	166,173,287 円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６５（確定拠出年金）	40,017,775 円

ラップ向けインデックスｆ　先進国株式	3,628,114,779円
三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式８０）	13,461,615円
ダイナミックアロケーションファンド（ラップ向け）	3,255,298,288円
ラップ向けダイナミックアロケーションファンド	20,917,125円
三菱ＵＦＪ　ＤＣ海外株式インデックスファンド	28,700,363,642円
ｅＭＡＸＩＳ　全世界株式インデックス	4,379,564,144円
三菱ＵＦＪ　バランス・イノベーション（株式抑制型）	259,744,004円
三菱ＵＦＪ　バランス・イノベーション（株式重視型）	533,699,845円
三菱ＵＦＪ　バランス・イノベーション（新興国投資型）	99,198,204円
三菱ＵＦＪ　ＤＣバランス・イノベーション（ＫＡＫＵＳＨＩＮ）	245,407,217円
三菱ＵＦＪ　バランス・イノベーション（債券重視型）	177,911,120円
ｅＭＡＸＩＳ　バランス（４資産均等型）	322,369,008円
ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイゴールキーパー）	91,013,923円
ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイディフェンダー）	108,149,213円
ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイミッドフィルダー）	404,074,363円
ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイフォワード）	318,094,960円
ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイストライカー）	613,914,007円
三菱ＵＦＪ　外国株式ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）	1,659,118,596円
三菱ＵＦＪ　ライフセレクトファンド（安定成長型）ＶＡ（適格機関投資家限定）	14,976円
三菱ＵＦＪ　バランスファンド４５ＶＡ（適格機関投資家限定）	6,368,330円
三菱ＵＦＪ　バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	4,421,473,055円
三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　２０型（適格機関投資家限定）	52,829,280円
三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　４０型（適格機関投資家限定）	844,590,773円
ＭＵＡＭ　外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	10,641,296,708円
三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　３０型（適格機関投資家限定）	605,383円
三菱ＵＦＪ　バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	658,325,423円
ＭＵＡＭ　全世界株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	5,280,737,964円
アドバンスト・バランスⅠ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	9,208,601円
アドバンスト・バランスⅡ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	64,872,362円
ＭＵＫＡＭ　バランス・イノベーション（株式抑制型）（適格機関投資家転売制限付）	738,529,437円
ＭＵＫＡＭ　バランス・イノベーション（リスク抑制型）（適格機関投資家転売制限付）	232,695,247円
ＭＵＫＡＭ　スマート・クオリティ・セレクション（適格機関投資家転売制限付）	375,225,753円
世界８資産バランスファンドＶＬ（適格機関投資家限定）	55,154,227円
ＭＵＫＡＭ　下方リスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家限定）	1,055,899,707円
ＭＵＫＡＭ　バランス・イノベーション（債券重視型）（適格機関投資家転売制限付）	59,008,454円
ＭＵＫＡＭ　外国株式インデックスファンド２（適格機関投資家限定）	2,313,381,138円
ＭＵＫＡＭ　スマート・クオリティ・セレクション２（適格機関投資家限定）	373,741,168円
ＭＵＫＡＭ　バランス・イノベーション（リスク抑制型）２（適格機関投資家転売制限付）	22,287,982円
マルチアセット運用戦略ファンド（適格機関投資家限定）	123,819円
外国株式インデックスファンドＶ（適格機関投資家限定）	2,383,389,637円
海外株式インデックスファンドＳ	1,545,557,579円
三菱ＵＦＪ　外国株式インデックスファンド	2,658,152,854円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）ＶＡ	845,569円

インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）ＶＡ	2,424,066 円
インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）ＶＡ	809,271 円
インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）ＶＡ	2,102,249 円
三菱ＵＦＪ　外国株式インデックスファンドＶＡ	30,500,838 円
三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ３０Ｄ（適格機関投資家限定）	1,181,942 円
三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ６０Ｄ（適格機関投資家限定）	10,388,167 円
三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ３０Ｇ（適格機関投資家限定）	1,665,331 円
三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ６０Ｇ（適格機関投資家限定）	15,726,967 円
三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞外国株式インデックスファンド	6,651,322,413 円
三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（安定型）	101,884,699 円
三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（安定成長型）	414,582,530 円
三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（成長型）	437,240,943 円
三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（積極型）	430,321,294 円
合計	447,735,229,199 円
２．　受益権の総数	447,735,229,199 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 1月 27日 至 令和 5年 1月 26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	［令和 5年 1月 26日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	［令和 5 年 1 月 26 日現在］
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	69,264,074,954
投資証券	△1,590,103,545
合計	67,673,971,409

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

［令和 5 年 1 月 26 日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち 1 年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	50,436,106,589	—	51,169,152,003	733,045,414
合計		50,436,106,589	—	51,169,152,003	733,045,414

（注）時価の算定方法

1　先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2　先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

［令和 5 年 1 月 26 日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち 1 年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	3,169,897,920	—	3,142,781,832	△27,116,088
	カナダドル	147,451,684	—	146,001,171	△1,450,513
	オーストラリアドル	263,628,223	—	263,613,957	△14,266

	イギリスポンド	200,439,033	—	200,156,611	△282,422
	スイスフラン	134,286,300	—	133,841,320	△444,980
	香港ドル	92,629,149	—	91,852,736	△776,413
	シンガポールドル	18,667,530	—	18,608,524	△59,006
	ニュージーランドドル	18,909,632	—	18,764,547	△145,085
	スウェーデンクローネ	53,823,042	—	53,362,249	△460,793
	デンマーククローネ	41,400,128	—	41,141,247	△258,881
	ユーロ	354,525,152	—	352,417,840	△2,107,312
	売建				
	アメリカドル	964,552,650	—	964,487,704	64,946
	カナダドル	48,037,578	—	48,037,727	△149
	オーストラリアドル	35,081,657	—	35,081,925	△268
	イギリスポンド	61,889,078	—	61,886,415	2,663
	スイスフラン	40,570,560	—	40,571,280	△720
	香港ドル	42,452,495	—	42,439,613	12,882
	スウェーデンクローネ	14,793,654	—	14,794,238	△584
	デンマーククローネ	15,978,643	—	15,980,160	△1,517
	ユーロ	128,783,762	—	128,778,650	5,112
合計		5,847,797,870	—	5,814,599,746	△33,033,394

（注）時価の算定方法

1　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［令和 5年 1月 26日現在］
1口当たり純資産額	4.5887円
(1万口当たり純資産額)	(45,887円)

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式

（単位：円）

通 貨	銘　柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	APA CORP	101,800	44.09	4,488,362.00	
	BAKER HUGHES CO	309,448	31.00	9,592,888.00	
	CHENIERE ENERGY INC	69,912	148.84	10,405,702.08	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	29,775	91.20	2,715,480.00	
	CHEVRON CORP	581,439	179.08	104,124,096.12	
	CONOCOPHILLIPS	398,099	120.37	47,919,176.63	
	COTERRA ENERGY INC	253,523	25.10	6,363,427.30	
	DEVON ENERGY CORP	196,754	64.17	12,625,704.18	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	52,814	147.08	7,767,883.12	
	EOG RESOURCES INC	183,298	132.50	24,286,985.00	
	EQT CORP	101,061	33.22	3,357,246.42	
	EXXON MOBIL CORP	1,302,862	113.21	147,497,007.02	
	HALLIBURTON CO	286,727	40.03	11,477,681.81	
	HESS CORP	87,447	157.89	13,807,006.83	
	HF SINCLAIR CORP	47,286	57.49	2,718,472.14	
	KINDER MORGAN INC	642,148	18.45	11,847,630.60	
	MARATHON OIL CORP	217,347	27.86	6,055,287.42	
	MARATHON PETROLEUM CORP	154,611	129.81	20,070,053.91	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	291,156	64.52	18,785,385.12	
	ONEOK INC	138,754	69.04	9,579,576.16	
	OVINTIV INC	82,940	50.00	4,147,000.00	
	PHILLIPS 66	149,605	108.85	16,284,504.25	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	70,869	236.22	16,740,675.18	
	SCHLUMBERGER LTD	442,608	56.25	24,896,700.00	
	TARGA RESOURCES CORP	68,999	75.31	5,196,314.69	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,863	2,084.40	3,883,237.20	
	VALERO ENERGY CORP	122,641	143.35	17,580,587.35	
	WILLIAMS COS INC	382,001	31.40	11,994,831.40	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	69,195	312.05	21,592,299.75	
	ALBEMARLE CORP	36,700	270.98	9,944,966.00	
	ALCOA CORP	53,760	52.19	2,805,734.40	

	AMCOR PLC	478,670	11.78	5,638,732.60	
	AVERY DENNISON CORP	24,955	185.09	4,618,920.95	
	BALL CORP	101,553	56.64	5,751,961.92	
	CELANESE CORP	32,123	121.47	3,901,980.81	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	62,407	83.76	5,227,210.32	
	CLEVELAND-CLIFFS INC	151,119	20.78	3,140,252.82	
	CORTEVA INC	225,641	63.13	14,244,716.33	
	CROWN HOLDINGS INC	37,452	87.00	3,258,324.00	
	DOW INC	227,708	57.89	13,182,016.12	
	DUPONT DE NEMOURS INC	156,712	73.53	11,523,033.36	
	EASTMAN CHEMICAL CO	40,284	90.80	3,657,787.20	
	ECOLAB INC	80,351	152.40	12,245,492.40	
	FMC CORP	39,430	128.88	5,081,738.40	
	FREEPORT-MCMORAN INC	446,713	46.64	20,834,694.32	
	INTERNATIONAL PAPER CO	111,608	36.32	4,053,602.56	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	79,918	111.80	8,934,832.40	
	LINDE PLC	155,608	326.36	50,784,226.88	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	80,174	92.97	7,453,776.78	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	19,157	347.42	6,655,524.94	
	MOSAIC CO/THE	113,000	48.10	5,435,300.00	
	NEWMONT CORP	248,777	55.09	13,705,124.93	
	NUCOR CORP	82,264	156.67	12,888,300.88	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	30,858	129.15	3,985,310.70	
	PPG INDUSTRIES INC	73,192	128.15	9,379,554.80	
	RPM INTERNATIONAL INC	39,891	88.04	3,512,003.64	
	SEALED AIR CORP	49,467	51.68	2,556,454.56	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	76,969	247.09	19,018,270.21	
	STEEL DYNAMICS INC	56,193	110.41	6,204,269.13	
	VULCAN MATERIALS CO	40,584	178.67	7,251,143.28	
	WESTLAKE CORP	13,051	116.25	1,517,178.75	
	WESTROCK CO	81,719	36.68	2,997,452.92	
	3M CO	173,017	112.93	19,538,809.81	
	AERCAP HOLDINGS NV	45,293	63.79	2,889,240.47	
	ALLEGION PLC	26,361	113.35	2,988,019.35	
	AMETEK INC	71,543	142.80	10,216,340.40	
	BOEING CO/THE	176,458	212.68	37,529,087.44	

	CARLISLE COS INC	16,689	240.74	4,017,709.86	
	CARRIER GLOBAL CORP	262,743	43.51	11,431,947.93	
	CATERPILLAR INC	165,086	258.44	42,664,825.84	
	CUMMINS INC	44,170	246.26	10,877,304.20	
	DEERE & CO	90,794	413.64	37,556,030.16	
	DOVER CORP	45,752	141.85	6,489,921.20	
	EATON CORP PLC	124,458	159.14	19,806,246.12	
	EMERSON ELECTRIC CO	184,505	89.08	16,435,705.40	
	FASTENAL CO	180,413	49.47	8,925,031.11	
	FERGUSON PLC	63,831	138.07	8,813,146.17	
	FORTIVE CORP	105,645	66.76	7,052,860.20	
	FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	38,725	62.73	2,429,219.25	
	GENERAC HOLDINGS INC	18,213	111.21	2,025,467.73	
	GENERAL DYNAMICS CORP	72,997	226.88	16,561,559.36	
	GENERAL ELECTRIC CO	342,669	80.79	27,684,228.51	
	HEICO CORP	12,279	168.40	2,067,783.60	
	HEICO CORP-CLASS A	22,744	132.60	3,015,854.40	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	210,669	206.67	43,538,962.23	
	HOWMET AEROSPACE INC	113,499	39.61	4,495,695.39	
	HUBBELL INC	17,543	228.00	3,999,804.00	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	13,307	216.86	2,885,756.02	
	IDEX CORP	24,460	232.80	5,694,288.00	
	ILLINOIS TOOL WORKS	96,916	228.38	22,133,676.08	
	INGERSOLL-RAND INC	128,498	55.95	7,189,463.10	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	52,400	53.03	2,778,772.00	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	214,635	68.10	14,616,643.50	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	60,154	197.68	11,891,242.72	
	LENNOX INTERNATIONAL INC	9,451	247.73	2,341,296.23	
	LOCKHEED MARTIN CORP	74,782	454.16	33,962,993.12	
	MASCO CORP	67,470	51.32	3,462,560.40	
	NORDSON CORP	16,618	235.02	3,905,562.36	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	46,136	463.29	21,374,347.44	
	OTIS WORLDWIDE CORP	131,196	80.96	10,621,628.16	
	OWENS CORNING	29,948	91.86	2,751,023.28	
	PACCAR INC	109,739	110.81	12,160,178.59	
	PARKER HANNIFIN CORP	40,291	310.20	12,498,268.20	

	PENTAIR PLC	53,508	50.74	2,714,995.92	
	PLUG POWER INC	170,755	16.34	2,790,136.70	
	QUANTA SERVICES INC	45,857	148.89	6,827,648.73	
	RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	462,549	100.01	46,259,525.49	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	36,379	278.08	10,116,272.32	
	SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	47,364	46.18	2,187,269.52	
	SMITH (A.O.) CORP	41,076	60.52	2,485,919.52	
	SNAP-ON INC	16,363	240.62	3,937,265.06	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	44,255	85.80	3,797,079.00	
	TEXTRON INC	68,142	70.15	4,780,161.30	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	72,614	174.23	12,651,537.22	
	TRANSDIGM GROUP INC	16,103	700.50	11,280,151.50	
	UNITED RENTALS INC	22,028	392.48	8,645,549.44	
	WABTEC CORP	53,444	103.71	5,542,677.24	
	WW GRAINGER INC	14,094	559.85	7,890,525.90	
	XYLEM INC	55,430	102.54	5,683,792.20	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	40,983	97.16	3,981,908.28	
	CINTAS CORP	28,545	436.87	12,470,454.15	
	CLARIVATE PLC	115,796	10.92	1,264,492.32	
	COPART INC	136,293	65.93	8,985,797.49	
	COSTAR GROUP INC	123,594	77.37	9,562,467.78	
	EQUIFAX INC	39,313	215.30	8,464,088.90	
	JACOBS SOLUTIONS INC	40,785	121.90	4,971,691.50	
	LEIDOS HOLDINGS INC	38,646	98.15	3,793,104.90	
	REPUBLIC SERVICES INC	69,006	124.28	8,576,065.68	
	ROBERT HALF INTL INC	31,924	78.88	2,518,165.12	
	ROLLINS INC	65,665	36.34	2,386,266.10	
	TRANSUNION	63,235	69.17	4,373,964.95	
	VERISK ANALYTICS INC	48,167	180.11	8,675,358.37	
	WASTE CONNECTIONS INC	81,624	131.71	10,750,697.04	
	WASTE MANAGEMENT INC	129,107	153.11	19,767,572.77	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	40,475	96.84	3,919,599.00	
	CSX CORP	669,362	31.05	20,783,690.10	
	DELTA AIR LINES INC	42,389	39.38	1,669,278.82	
	EXPEDITORS INTL WASH INC	51,822	107.75	5,583,820.50	
	FEDEX CORP	77,215	187.81	14,501,749.15	

	GRAB HOLDINGS LTD - CL A	367,326	3.68	1,351,759.68	
	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	25,635	188.61	4,835,017.35	
	KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	49,106	57.39	2,818,193.34	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	73,430	242.97	17,841,287.10	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	30,505	320.56	9,778,682.80	
	SOUTHWEST AIRLINES CO	50,383	36.87	1,857,621.21	
	U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	27,432	61.53	1,687,890.96	
	UBER TECHNOLOGIES INC	464,613	30.29	14,073,127.77	
	UNION PACIFIC CORP	195,299	200.12	39,083,235.88	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	228,984	177.46	40,635,500.64	
	ZIM INTEGRATED SHIPPING SERV	19,700	18.35	361,495.00	
	APTIV PLC	83,427	105.77	8,824,073.79	
	BORGWARNER INC	78,768	44.85	3,532,744.80	
	FORD MOTOR CO	1,236,567	12.79	15,815,691.93	
	GENERAL MOTORS CO	433,556	36.32	15,746,753.92	
	LEAR CORP	17,306	134.72	2,331,464.32	
	LUCID GROUP INC	108,300	8.87	960,621.00	
	RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	88,300	18.69	1,650,327.00	
	TESLA INC	832,993	144.43	120,309,178.99	
	DR HORTON INC	104,075	95.48	9,937,081.00	
	GARMIN LTD	48,921	98.62	4,824,589.02	
	HASBRO INC	42,578	64.10	2,729,249.80	
	LENNAR CORP-A	77,896	99.04	7,714,819.84	
	LULULEMON ATHLETICA INC	36,575	309.52	11,320,694.00	
	MOHAWK INDUSTRIES INC	16,546	118.59	1,962,190.14	
	NEWELL BRANDS INC	130,633	15.75	2,057,469.75	
	NIKE INC -CL B	395,325	126.82	50,135,116.50	
	NVR INC	962	5,069.06	4,876,435.72	
	PULTEGROUP INC	69,042	51.98	3,588,803.16	
	VF CORP	98,705	29.89	2,950,292.45	
	WHIRLPOOL CORP	16,596	152.03	2,523,089.88	
	AIRBNB INC-CLASS A	120,389	104.44	12,573,427.16	
	ARAMARK	72,988	44.70	3,262,563.60	
	BOOKING HOLDINGS INC	12,403	2,390.75	29,652,472.25	
	CAESARS ENTERTAINMENT INC	67,558	51.85	3,502,882.30	
	CARNIVAL CORP	322,950	10.88	3,513,696.00	

	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	8,743	1,563.98	13,673,877.14	
	DARDEN RESTAURANTS INC	38,486	147.78	5,687,461.08	
	DOMINO'S PIZZA INC	10,935	350.64	3,834,248.40	
	EXPEDIA GROUP INC	48,175	116.44	5,609,497.00	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	85,489	142.27	12,162,520.03	
	LAS VEGAS SANDS CORP	109,170	55.02	6,006,533.40	
	MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	86,490	172.33	14,904,821.70	
	MCDONALD'S CORP	229,992	273.00	62,787,816.00	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	91,154	40.28	3,671,683.12	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	71,580	63.88	4,572,530.40	
	STARBUCKS CORP	358,530	106.98	38,355,539.40	
	VAIL RESORTS INC	12,637	252.70	3,193,369.90	
	WYNN RESORTS LTD	33,881	98.59	3,340,327.79	
	YUM! BRANDS INC	90,052	129.20	11,634,718.40	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	244,648	74.64	18,260,526.72	
	ALPHABET INC-CL A	2,387,610	95.22	227,348,224.20	
	ALPHABET INC-CL C	1,226,634	96.73	118,652,306.82	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	35,151	403.76	14,192,567.76	
	COMCAST CORP-CLASS A	1,376,697	40.10	55,205,549.70	
	DISH NETWORK CORP-A	84,434	14.68	1,239,491.12	
	ELECTRONIC ARTS INC	88,747	127.56	11,320,567.32	
	FOX CORP - CLASS A	94,197	33.49	3,154,657.53	
	FOX CORP - CLASS B	50,847	31.33	1,593,036.51	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	116,863	36.31	4,243,295.53	
	LIBERTY BROADBAND-C	37,365	92.54	3,457,757.10	
	LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM A	22,942	40.28	924,103.76	
	LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	50,965	40.19	2,048,283.35	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	58,729	70.08	4,115,728.32	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	51,866	77.53	4,021,170.98	
	MATCH GROUP INC	89,286	50.54	4,512,514.44	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	713,286	141.50	100,929,969.00	
	NETFLIX INC	139,028	367.96	51,156,742.88	
	NEWS CORP - CLASS A	109,126	20.64	2,252,360.64	
	OMNICOM GROUP	63,760	86.76	5,531,817.60	
	PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	194,365	21.93	4,262,424.45	
	PINTEREST INC- CLASS A	179,393	26.12	4,685,745.16	

	ROBLOX CORP -CLASS A	116,296	35.70	4,151,767.20	
	ROKU INC	38,981	52.15	2,032,859.15	
	SEA LTD-ADR	109,949	64.26	7,065,322.74	
	SIRIUS XM HOLDINGS INC	234,669	5.91	1,386,893.79	
	SNAP INC - A	350,310	9.67	3,387,497.70	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	50,531	110.70	5,593,781.70	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	143,640	48.71	6,996,704.40	
	WALT DISNEY CO/THE	569,835	108.12	61,610,560.20	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	729,902	14.53	10,605,476.06	
	ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	90,161	26.19	2,361,316.59	
	ADVANCE AUTO PARTS INC	19,129	149.11	2,852,325.19	
	AMAZON.COM INC	2,866,864	97.18	278,601,843.52	
	AUTOZONE INC	6,092	2,357.81	14,363,778.52	
	BATH & BODY WORKS INC	70,761	45.30	3,205,473.30	
	BEST BUY CO INC	63,663	84.00	5,347,692.00	
	BURLINGTON STORES INC	21,172	223.41	4,730,036.52	
	CARMAX INC	49,982	66.31	3,314,306.42	
	CHEWY INC - CLASS A	31,027	44.81	1,390,319.87	
	DOLLAR GENERAL CORP	70,487	238.42	16,805,510.54	
	DOLLAR TREE INC	69,978	149.56	10,465,909.68	
	DOORDASH INC - A	77,241	59.53	4,598,156.73	
	EBAY INC	171,616	48.93	8,397,170.88	
	ETSY INC	41,138	135.86	5,589,008.68	
	GENUINE PARTS CO	45,108	166.47	7,509,128.76	
	HOME DEPOT INC	320,089	317.26	101,551,436.14	
	LKQ CORP	80,873	57.60	4,658,284.80	
	LOWE'S COS INC	194,048	206.11	39,995,233.28	
	MERCADOLIBRE INC	14,183	1,130.64	16,035,867.12	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	19,783	800.47	15,835,698.01	
	POOL CORP	11,764	363.50	4,276,214.00	
	ROSS STORES INC	109,791	120.20	13,196,878.20	
	TARGET CORP	143,882	164.21	23,626,863.22	
	TJX COMPANIES INC	362,770	82.65	29,982,940.50	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	33,889	213.82	7,246,145.98	
	ULTA BEAUTY INC	16,178	502.63	8,131,548.14	
	COSTCO WHOLESALE CORP	138,483	490.88	67,978,535.04	

	KROGER CO	214,168	44.90	9,616,143.20	
	SYSCO CORP	159,336	79.15	12,611,444.40	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	229,434	36.28	8,323,865.52	
	WALMART INC	471,311	142.34	67,086,407.74	
	ALTRIA GROUP INC	563,278	44.93	25,308,080.54	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	175,317	85.57	15,001,875.69	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	96,533	68.35	6,598,030.55	
	BUNGE LTD	49,109	96.88	4,757,679.92	
	CAMPBELL SOUP CO	67,404	51.66	3,482,090.64	
	COCA-COLA CO/THE	1,284,384	60.93	78,257,517.12	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	66,711	56.04	3,738,484.44	
	CONAGRA BRANDS INC	144,308	37.14	5,359,599.12	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	49,810	228.93	11,403,003.30	
	DARLING INGREDIENTS INC	46,660	66.04	3,081,426.40	
	GENERAL MILLS INC	186,107	77.87	14,492,152.09	
	HERSHEY CO/THE	46,600	220.99	10,298,134.00	
	HORMEL FOODS CORP	91,879	44.76	4,112,504.04	
	JM SMUCKER CO/THE	34,139	150.13	5,125,288.07	
	KELLOGG CO	77,861	68.02	5,296,105.22	
	KEURIG DR PEPPER INC	243,679	34.96	8,519,017.84	
	KRAFT HEINZ CO/THE	229,905	39.95	9,184,704.75	
	LAMB WESTON HOLDINGS INC	46,449	97.76	4,540,854.24	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	78,366	77.98	6,110,980.68	
	MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	62,806	52.92	3,323,693.52	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	427,786	65.00	27,806,090.00	
	MONSTER BEVERAGE CORP	124,055	103.52	12,842,173.60	
	PEPSICO INC	431,475	171.93	74,183,496.75	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	484,606	103.42	50,117,952.52	
	TYSON FOODS INC-CL A	90,533	65.81	5,957,976.73	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	76,721	82.12	6,300,328.52	
	CLOROX COMPANY	37,180	141.47	5,259,854.60	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	248,345	75.77	18,817,100.65	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	72,334	273.94	19,815,175.96	
	KIMBERLY-CLARK CORP	105,792	132.06	13,970,891.52	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	746,140	141.72	105,742,960.80	
	ABBOTT LABORATORIES	547,245	111.00	60,744,195.00	

	ALIGN TECHNOLOGY INC	23,814	252.08	6,003,033.12	
	AMERISOURCEBERGEN CORP	47,368	163.46	7,742,773.28	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	161,736	46.14	7,462,499.04	
	BECTON DICKINSON AND CO	88,994	246.78	21,961,939.32	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	445,379	46.12	20,540,879.48	
	CARDINAL HEALTH INC	82,871	75.73	6,275,820.83	
	CENTENE CORP	178,830	76.05	13,600,021.50	
	CIGNA CORP	95,429	313.59	29,925,580.11	
	COOPER COS INC/THE	15,553	343.58	5,343,699.74	
	CVS HEALTH CORP	410,518	85.75	35,201,918.50	
	DAVITA INC	16,659	77.48	1,290,739.32	
	DENTSPLY SIRONA INC	64,432	36.59	2,357,566.88	
	DEXCOM INC	122,544	104.00	12,744,576.00	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	193,380	77.69	15,023,692.20	
	ELEVANCE HEALTH INC	75,051	495.59	37,194,525.09	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	117,163	68.71	8,050,269.73	
	HCA HEALTHCARE INC	71,820	253.64	18,216,424.80	
	HENRY SCHEIN INC	41,137	83.75	3,445,223.75	
	HOLOGIC INC	78,244	81.70	6,392,534.80	
	HUMANA INC	39,560	502.22	19,867,823.20	
	IDEXX LABORATORIES INC	25,962	485.18	12,596,243.16	
	INSULET CORP	22,107	289.70	6,404,397.90	
	INTUITIVE SURGICAL INC	111,424	243.80	27,165,171.20	
	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	29,015	253.70	7,361,105.50	
	MASIMO CORP	16,542	166.45	2,753,415.90	
	MCKESSON CORP	45,017	376.05	16,928,642.85	
	MEDTRONIC PLC	415,210	81.20	33,715,052.00	
	MOLINA HEALTHCARE INC	17,600	297.22	5,231,072.00	
	NOVOCURE LTD	30,832	90.16	2,779,813.12	
	QUEST DIAGNOSTICS INC	37,107	144.91	5,377,175.37	
	RESMED INC	46,772	231.16	10,811,815.52	
	STERIS PLC	31,354	205.00	6,427,570.00	
	STRYKER CORP	106,169	252.95	26,855,448.55	
	TELEFLEX INC	15,114	240.36	3,632,801.04	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	292,541	492.50	144,076,442.50	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	20,248	146.15	2,959,245.20	

	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	44,426	170.17	7,559,972.42	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	64,308	124.90	8,032,069.20	
	ABBVIE INC	552,744	147.79	81,690,035.76	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	92,347	155.76	14,383,968.72	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	36,864	229.02	8,442,593.28	
	AMGEN INC	167,205	256.54	42,894,770.70	
	AVANTOR INC	217,209	23.23	5,045,765.07	
	BIO-RAD LABORATORIES-A	6,947	456.69	3,172,625.43	
	BIO-TECHNE CORP	47,945	79.83	3,827,449.35	
	BIOGEN INC	45,518	292.34	13,306,732.12	
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	58,061	116.03	6,736,817.83	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	667,568	73.17	48,845,950.56	
	CATALENT INC	48,721	50.16	2,443,845.36	
	CHARLES RIVER LABORATORIES	15,602	240.92	3,758,833.84	
	DANAHER CORP	215,967	262.95	56,788,522.65	
	ELANCO ANIMAL HEALTH INC	148,648	13.30	1,977,018.40	
	ELI LILLY & CO	252,567	349.73	88,330,256.91	
	EXACT SCIENCES CORP	56,656	64.25	3,640,148.00	
	GILEAD SCIENCES INC	391,604	84.07	32,922,148.28	
	HORIZON THERAPEUTICS PLC	69,187	113.00	7,818,131.00	
	ILLUMINA INC	48,052	211.04	10,140,894.08	
	INCYTE CORP	59,677	84.97	5,070,754.69	
	IQVIA HOLDINGS INC	58,385	226.50	13,224,202.50	
	JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	20,987	155.34	3,260,120.58	
	JOHNSON & JOHNSON	822,125	169.51	139,358,408.75	
	MERCK & CO. INC.	792,132	108.59	86,017,613.88	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	7,022	1,531.57	10,754,684.54	
	MODERNA INC	103,959	193.07	20,071,364.13	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	31,737	108.80	3,452,985.60	
	PERKINELMER INC	38,316	135.08	5,175,725.28	
	PFIZER INC	1,755,039	45.07	79,099,607.73	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	33,513	741.18	24,839,165.34	
	REPLIGEN CORP	15,344	181.82	2,789,846.08	
	ROYALTY PHARMA PLC- CL A	111,881	38.72	4,332,032.32	
	SEAGEN INC	42,905	138.01	5,921,319.05	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	360,337	10.20	3,675,437.40	

	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	122,459	575.32	70,453,111.88	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	80,132	315.28	25,264,016.96	
	VIATRIS INC	379,530	11.64	4,417,729.20	
	WATERS CORP	18,156	334.36	6,070,640.16	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	23,847	260.47	6,211,428.09	
	ZOETIS INC	146,326	165.51	24,218,416.26	
	BANK OF AMERICA CORP	2,261,221	34.87	78,848,776.27	
	CITIGROUP INC	605,548	51.90	31,427,941.20	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	155,051	42.75	6,628,430.25	
	FIFTH THIRD BANCORP	218,270	35.76	7,805,335.20	
	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	3,794	795.06	3,016,457.64	
	FIRST HORIZON CORP	173,558	24.55	4,260,848.90	
	FIRST REPUBLIC BANK/CA	57,059	137.72	7,858,165.48	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	461,466	14.75	6,806,623.50	
	JPMORGAN CHASE & CO	916,911	139.12	127,560,658.32	
	KEYCORP	279,576	18.33	5,124,628.08	
	M & T BANK CORP	53,284	155.89	8,306,442.76	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	128,187	160.18	20,532,993.66	
	REGIONS FINANCIAL CORP	290,215	22.90	6,645,923.50	
	SIGNATURE BANK	19,656	125.95	2,475,673.20	
	SVB FINANCIAL GROUP	18,071	294.76	5,326,607.96	
	TRUIST FINANCIAL CORP	414,705	48.78	20,229,309.90	
	US BANCORP	441,462	49.15	21,697,857.30	
	WEBSTER FINANCIAL CORP	57,805	47.30	2,734,176.50	
	WELLS FARGO & CO	1,185,751	45.34	53,761,950.34	
	ALLY FINANCIAL INC	92,854	32.67	3,033,540.18	
	AMERICAN EXPRESS CO	199,341	156.77	31,250,688.57	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	33,811	343.01	11,597,511.11	
	ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	147,838	22.26	3,290,873.88	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	122,843	67.60	8,304,186.80	
	ARES MANAGEMENT CORP - A	51,159	78.40	4,010,865.60	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	242,312	49.99	12,113,176.88	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	406,797	311.90	126,879,984.30	
	BLACKROCK INC	47,158	751.25	35,427,447.50	
	BLACKSTONE INC	219,544	88.86	19,508,679.84	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	120,337	116.09	13,969,922.33	

	CARLYLE GROUP INC/THE	60,998	34.50	2,104,431.00	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	32,452	122.39	3,971,800.28	
	CME GROUP INC	112,428	173.38	19,492,766.64	
	COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	34,300	52.76	1,809,668.00	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	84,035	114.90	9,655,621.50	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	115,779	30.71	3,555,573.09	
	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	12,356	413.84	5,113,407.04	
	FRANKLIN RESOURCES INC	95,796	30.19	2,892,081.24	
	FUTU HOLDINGS LTD-ADR	20,000	53.80	1,076,000.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	106,737	349.63	37,318,457.31	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	174,637	106.49	18,597,094.13	
	INVESCO LTD	93,982	18.00	1,691,676.00	
	KKR & CO INC	175,223	53.57	9,386,696.11	
	LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	24,619	231.94	5,710,130.86	
	MARKETAXESS HOLDINGS INC	11,374	363.28	4,131,946.72	
	MOODY'S CORP	51,695	315.73	16,321,662.35	
	MORGAN STANLEY	402,576	95.64	38,502,368.64	
	MSCI INC	25,218	508.64	12,826,883.52	
	NASDAQ INC	108,285	58.30	6,313,015.50	
	NORTHERN TRUST CORP	62,611	94.35	5,907,347.85	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	60,787	118.11	7,179,552.57	
	S&P GLOBAL INC	106,507	366.38	39,022,034.66	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	454,729	79.21	36,019,084.09	
	SEI INVESTMENTS COMPANY	39,270	63.04	2,475,580.80	
	STATE STREET CORP	115,101	88.20	10,151,908.20	
	SYNCHRONY FINANCIAL	154,684	36.88	5,704,745.92	
	T ROWE PRICE GROUP INC	68,866	116.64	8,032,530.24	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	31,248	73.89	2,308,914.72	
	AFLAC INC	188,070	73.09	13,746,036.30	
	ALLSTATE CORP	84,624	128.62	10,884,338.88	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	23,305	138.83	3,235,433.15	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	237,263	63.50	15,066,200.50	
	AON PLC-CLASS A	65,955	322.92	21,298,188.60	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	112,743	64.80	7,305,746.40	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	65,709	197.15	12,954,529.35	
	ASSURANT INC	18,269	130.68	2,387,392.92	

	BROWN & BROWN INC	74,733	58.96	4,406,257.68	
	CHUBB LTD	130,563	229.77	29,999,460.51	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	47,190	105.17	4,962,972.30	
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	7,461	249.12	1,858,684.32	
	EVEREST RE GROUP LTD	12,726	350.84	4,464,789.84	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	86,645	43.25	3,747,396.25	
	GLOBE LIFE INC	30,200	120.74	3,646,348.00	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	99,553	77.09	7,674,540.77	
	LINCOLN NATIONAL CORP	44,118	32.80	1,447,070.40	
	LOEWS CORP	65,826	60.59	3,988,397.34	
	MARKEL CORP	4,198	1,403.38	5,891,389.24	
	MARSH & MCLENNAN COS	155,896	173.28	27,013,658.88	
	METLIFE INC	211,249	71.56	15,116,978.44	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	76,063	90.69	6,898,153.47	
	PROGRESSIVE CORP	182,981	135.47	24,788,436.07	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	117,748	101.53	11,954,954.44	
	TRAVELERS COS INC/THE	74,170	190.74	14,147,185.80	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	35,060	253.57	8,890,164.20	
	WR BERKLEY CORP	64,951	71.42	4,638,800.42	
	CBRE GROUP INC - A	100,186	83.05	8,320,447.30	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	356,100	4.80	1,709,280.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	51,785	42.25	2,187,916.25	
	ACCENTURE PLC-CL A	197,847	273.16	54,043,886.52	
	ADOBE INC	146,371	358.17	52,425,701.07	
	AFFIRM HOLDINGS INC	52,787	14.14	746,408.18	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	48,096	86.62	4,166,075.52	
	ANSYS INC	27,667	260.03	7,194,250.01	
	ASPEN TECHNOLOGY INC	8,440	194.27	1,639,638.80	
	AUTODESK INC	67,944	202.50	13,758,660.00	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	129,964	228.01	29,633,091.64	
	BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	61,932	38.06	2,357,131.92	
	BILL.COM HOLDINGS INC	28,947	106.71	3,088,934.37	
	BLACK KNIGHT INC	45,674	60.52	2,764,190.48	
	BLOCK INC	166,869	80.77	13,478,009.13	
	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	35,232	148.99	5,249,215.68	
	CADENCE DESIGN SYS INC	85,654	182.48	15,630,141.92	

	CERIDIAN HCM HOLDING INC	39,980	71.30	2,850,574.00	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	33,201	128.44	4,264,336.44	
	CLOUDFLARE INC - CLASS A	77,516	46.16	3,578,138.56	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	162,316	64.14	10,410,948.24	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	65,057	100.82	6,559,046.74	
	CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	14,727	135.58	1,996,686.66	
	DATADOG INC - CLASS A	78,741	70.75	5,570,925.75	
	DOCUSIGN INC	61,926	57.33	3,550,217.58	
	DROPBOX INC-CLASS A	81,861	22.97	1,880,347.17	
	DYNATRACE INC	58,672	36.89	2,164,410.08	
	EPAM SYSTEMS INC	18,298	329.04	6,020,773.92	
	FAIR ISAAC CORP	7,640	642.83	4,911,221.20	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	190,030	74.22	14,104,026.60	
	FISERV INC	189,755	104.40	19,810,422.00	
	FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	23,091	200.30	4,625,127.30	
	FORTINET INC	209,581	51.76	10,847,912.56	
	GARTNER INC	25,127	328.60	8,256,732.20	
	GEN DIGITAL INC	182,160	22.60	4,116,816.00	
	GLOBAL PAYMENTS INC	86,971	111.68	9,712,921.28	
	GODADDY INC - CLASS A	50,548	81.36	4,112,585.28	
	HUBSPOT INC	14,849	349.45	5,188,983.05	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	282,461	140.76	39,759,210.36	
	INTUIT INC	83,794	401.90	33,676,808.60	
	JACK HENRY & ASSOCIATES INC	21,825	178.92	3,904,929.00	
	MASTERCARD INC - A	269,766	382.39	103,155,820.74	
	MICROSOFT CORP	2,215,502	240.61	533,071,936.22	
	MONGODB INC	20,794	195.14	4,057,741.16	
	OKTA INC	47,660	67.96	3,238,973.60	
	ORACLE CORP	500,077	89.64	44,826,902.28	
	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	525,499	7.22	3,794,102.78	
	PALO ALTO NETWORKS INC	93,513	151.78	14,193,403.14	
	PAYCHEX INC	101,457	115.62	11,730,458.34	
	PAYCOM SOFTWARE INC	15,597	314.60	4,906,816.20	
	PAYLOCITY HOLDING CORP	12,042	194.18	2,338,315.56	
	PAYPAL HOLDINGS INC	343,509	79.10	27,171,561.90	
	PTC INC	36,419	134.09	4,883,423.71	

	ROPER TECHNOLOGIES INC	33,128	444.23	14,716,451.44	
	SALESFORCE INC	312,712	156.17	48,836,233.04	
	SERVICENOW INC	63,190	448.77	28,357,776.30	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	69,734	144.44	10,072,378.96	
	SPLUNK INC	48,503	92.34	4,478,767.02	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	71,344	57.92	4,132,244.48	
	SYNOPSYS INC	47,768	349.27	16,683,929.36	
	TOAST INC-CLASS A	71,887	22.06	1,585,827.22	
	TWILIO INC - A	50,201	56.56	2,839,368.56	
	TYLER TECHNOLOGIES INC	13,376	318.15	4,255,574.40	
	UNITY SOFTWARE INC	72,232	34.73	2,508,617.36	
	VERISIGN INC	30,362	214.95	6,526,311.90	
	VISA INC-CLASS A SHARES	511,158	224.90	114,959,434.20	
	VMWARE INC-CLASS A	66,052	125.04	8,259,142.08	
	WESTERN UNION CO	135,549	14.18	1,922,084.82	
	WIX.COM LTD	16,678	85.48	1,425,635.44	
	WORKDAY INC-CLASS A	63,683	174.44	11,108,862.52	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	69,126	68.89	4,762,090.14	
	ZSCALER INC	28,648	119.91	3,435,181.68	
	AMPHENOL CORP-CL A	186,146	79.36	14,772,546.56	
	APPLE INC	5,025,400	141.86	712,903,244.00	
	ARISTA NETWORKS INC	77,216	121.54	9,384,832.64	
	ARROW ELECTRONICS INC	18,289	116.50	2,130,668.50	
	CDW CORP/DE	41,579	192.12	7,988,157.48	
	CISCO SYSTEMS INC	1,294,565	47.98	62,113,228.70	
	COGNEX CORP	56,700	53.14	3,013,038.00	
	CORNING INC	254,100	35.56	9,035,796.00	
	DELL TECHNOLOGIES -C	82,035	40.52	3,324,058.20	
	F5 INC	17,424	145.49	2,535,017.76	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	396,034	16.13	6,388,028.42	
	HP INC	324,391	28.69	9,306,777.79	
	JUNIPER NETWORKS INC	105,432	31.98	3,371,715.36	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	56,675	180.85	10,249,673.75	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	52,060	258.57	13,461,154.20	
	NETAPP INC	65,481	66.37	4,345,973.97	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	62,439	62.25	3,886,827.75	

	TE CONNECTIVITY LTD	100,466	123.57	12,414,583.62	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	15,065	429.50	6,470,417.50	
	TRIMBLE INC	81,451	56.57	4,607,683.07	
	WESTERN DIGITAL CORP	92,989	41.31	3,841,375.59	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	16,368	310.57	5,083,409.76	
	AT&T INC	2,227,379	20.42	45,483,079.18	
	LIBERTY GLOBAL PLC- C	82,999	22.15	1,838,427.85	
	LIBERTY GLOBAL PLC-A	55,653	21.47	1,194,869.91	
	LUMEN TECHNOLOGIES INC	280,122	5.30	1,484,646.60	
	T-MOBILE US INC	195,618	148.07	28,965,157.26	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	1,312,795	40.33	52,945,022.35	
	AES CORP	215,104	27.01	5,809,959.04	
	ALLIANT ENERGY CORP	78,245	54.41	4,257,310.45	
	AMEREN CORPORATION	78,384	86.89	6,810,785.76	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	160,516	92.35	14,823,652.60	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	57,068	155.51	8,874,644.68	
	ATMOS ENERGY CORP	44,651	115.14	5,141,116.14	
	CENTERPOINT ENERGY INC	197,928	30.04	5,945,757.12	
	CMS ENERGY CORP	92,467	62.15	5,746,824.05	
	CONSOLIDATED EDISON INC	112,923	94.45	10,665,577.35	
	CONSTELLATION ENERGY	102,382	83.40	8,538,658.80	
	DOMINION ENERGY INC	260,834	62.32	16,255,174.88	
	DTE ENERGY COMPANY	58,893	113.41	6,679,055.13	
	DUKE ENERGY CORP	240,759	101.42	24,417,777.78	
	EDISON INTERNATIONAL	117,509	67.53	7,935,382.77	
	ENTERGY CORP	61,506	107.50	6,611,895.00	
	ESSENTIAL UTILITIES INC	74,924	46.92	3,515,434.08	
	EVERGY INC	71,920	61.93	4,454,005.60	
	EVERSOURCE ENERGY	108,330	79.71	8,634,984.30	
	EXELON CORP	309,562	41.42	12,822,058.04	
	FIRSTENERGY CORP	165,348	41.00	6,779,268.00	
	NEXTERA ENERGY INC	614,250	76.59	47,045,407.50	
	NISOURCE INC	122,940	27.58	3,390,685.20	
	NRG ENERGY INC	77,774	33.15	2,578,208.10	
	P G & E CORP	474,569	16.00	7,593,104.00	
	PPL CORP	225,781	29.50	6,660,539.50	

	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	155,984	60.85	9,491,626.40	
	SEMPRA ENERGY	98,168	158.98	15,606,748.64	
	SOUTHERN CO/THE	340,384	67.26	22,894,227.84	
	UGI CORP	62,839	39.77	2,499,107.03	
	VISTRA CORP	119,689	22.57	2,701,380.73	
	WEC ENERGY GROUP INC	98,739	92.74	9,157,054.86	
	XCEL ENERGY INC	171,591	68.56	11,764,278.96	
	ADVANCED MICRO DEVICES	504,432	74.91	37,787,001.12	
	ANALOG DEVICES INC	160,268	168.45	26,997,144.60	
	APPLIED MATERIALS INC	268,938	113.95	30,645,485.10	
	BROADCOM INC	126,199	585.68	73,912,230.32	
	ENPHASE ENERGY INC	43,002	210.32	9,044,180.64	
	ENTEGRIS INC	47,458	79.36	3,766,266.88	
	FIRST SOLAR INC	30,588	168.26	5,146,736.88	
	INTEL CORP	1,283,676	29.70	38,125,177.20	
	KLA CORP	44,297	422.62	18,720,798.14	
	LAM RESEARCH CORP	42,834	488.40	20,920,125.60	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	265,687	42.74	11,355,462.38	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	172,489	76.13	13,131,587.57	
	MICRON TECHNOLOGY INC	344,595	61.54	21,206,376.30	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	14,391	424.69	6,111,713.79	
	NVIDIA CORP	778,463	193.23	150,422,405.49	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	81,883	174.10	14,255,830.30	
	ON SEMICONDUCTOR	137,273	71.81	9,857,574.13	
	QORVO INC	33,116	110.11	3,646,402.76	
	QUALCOMM INC	351,153	131.17	46,060,739.01	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	51,093	109.42	5,590,596.06	
	SOLAREDGE TECHNOLOGIES INC	17,872	300.52	5,370,893.44	
	TERADYNE INC	48,350	103.44	5,001,324.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	285,503	175.04	49,974,445.12	
	WOLFSPEED INC	36,225	81.96	2,969,001.00	
アメリカドル 小計		106,642,052		10,848,768,737.37 (1,402,420,334,679)	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	192,700	16.11	3,104,397.00	
	CAMECO CORP	142,600	36.56	5,213,456.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	350,700	79.77	27,975,339.00	

	CENOVUS ENERGY INC	422,100	25.62	10,814,202.00	
	ENBRIDGE INC	630,100	54.18	34,138,818.00	
	IMPERIAL OIL LTD	65,500	69.78	4,570,590.00	
	KEYERA CORP	76,700	30.65	2,350,855.00	
	PARKLAND CORP	57,100	31.23	1,783,233.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	177,532	47.40	8,415,016.80	
	SUNCOR ENERGY INC	430,700	44.35	19,101,545.00	
	TC ENERGY CORP	316,300	57.32	18,130,316.00	
	TOURMALINE OIL CORP	95,200	62.74	5,972,848.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	145,040	77.52	11,243,500.80	
	BARRICK GOLD CORP	554,700	26.48	14,688,456.00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	42,500	61.52	2,614,600.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	175,900	30.85	5,426,515.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	58,700	201.98	11,856,226.00	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	193,100	12.40	2,394,440.00	
	KINROSS GOLD CORP	392,200	6.52	2,557,144.00	
	LUNDIN MINING CORP	222,100	9.57	2,125,497.00	
	NUTRIEN LTD	169,659	106.09	17,999,123.31	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	75,100	25.67	1,927,817.00	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	155,300	55.31	8,589,643.00	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	18,200	107.02	1,947,764.00	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	141,300	62.21	8,790,273.00	
	CAE INC	97,800	29.39	2,874,342.00	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	28,300	105.70	2,991,310.00	
	WSP GLOBAL INC	40,300	169.62	6,835,686.00	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	51,900	42.23	2,191,737.00	
	RITCHIE BROS AUCTIONEERS	32,700	77.87	2,546,349.00	
	THOMSON REUTERS CORP	52,132	157.68	8,220,173.76	
	AIR CANADA	62,200	22.42	1,394,524.00	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	183,700	158.17	29,055,829.00	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	290,800	102.96	29,940,768.00	
	TFI INTERNATIONAL INC	22,900	143.60	3,288,440.00	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	88,900	81.83	7,274,687.00	
	BRP INC/CA- SUB VOTING	9,100	107.04	974,064.00	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	57,100	40.70	2,323,970.00	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	93,010	90.84	8,449,028.40	

	QUEBECOR INC -CL B	39,300	32.36	1,271,748.00	
	SHAW COMMUNICATIONS INC-B	146,400	39.82	5,829,648.00	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	15,700	159.11	2,498,027.00	
	DOLLARAMA INC	86,700	84.26	7,305,342.00	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	255,500	62.26	15,907,430.00	
	EMPIRE CO LTD 'A'	55,300	37.20	2,057,160.00	
	LOBLAW COMPANIES LTD	50,700	120.32	6,100,224.00	
	METRO INC/CN	74,600	74.19	5,534,574.00	
	WESTON (GEORGE) LTD	21,811	176.55	3,850,732.05	
	SAPUTO INC	76,200	35.13	2,676,906.00	
	BANK OF MONTREAL	209,800	133.48	28,004,104.00	
	BANK OF NOVA SCOTIA	374,100	70.11	26,228,151.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	284,300	58.39	16,600,277.00	
	NATIONAL BANK OF CANADA	104,800	98.66	10,339,568.00	
	ROYAL BANK OF CANADA	435,100	133.49	58,081,499.00	
	TORONTO-DOMINION BANK	568,500	90.11	51,227,535.00	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	113,787	42.30	4,813,190.10	
	BROOKFIELD CORP	439,550	49.39	21,709,374.50	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	115,800	19.00	2,200,200.00	
	IGM FINANCIAL INC	20,700	41.20	852,840.00	
	ONEX CORPORATION	24,300	68.41	1,662,363.00	
	TMX GROUP LTD	16,000	135.18	2,162,880.00	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	6,900	854.36	5,895,084.00	
	GREAT-WEST LIFECO INC	86,000	34.72	2,985,920.00	
	IA FINANCIAL CORP INC	34,100	81.76	2,788,016.00	
	INTACT FINANCIAL CORP	55,900	200.58	11,212,422.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	594,600	26.03	15,477,438.00	
	POWER CORP OF CANADA	168,700	35.76	6,032,712.00	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	184,100	65.61	12,078,801.00	
	FIRSTSERVICE CORP	13,900	191.00	2,654,900.00	
	CGI INC	65,300	114.18	7,455,954.00	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	6,300	2,320.59	14,619,717.00	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	24,900	96.24	2,396,376.00	
	NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	17,800	44.60	793,880.00	
	OPEN TEXT CORP	91,800	44.20	4,057,560.00	
	SHOPIFY INC - CLASS A	371,900	63.34	23,556,146.00	

	BCE INC	22,600	62.20	1,405,720.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	112,600	65.90	7,420,340.00	
	TELUS CORP	145,100	28.48	4,132,448.00	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	193,900	9.78	1,896,342.00	
	ALTAGAS LTD	94,600	24.65	2,331,890.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	39,350	41.66	1,639,321.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	38,000	37.67	1,431,460.00	
	EMERA INC	89,100	54.31	4,839,021.00	
	FORTIS INC	152,100	55.47	8,436,987.00	
	HYDRO ONE LTD	95,400	37.35	3,563,190.00	
	NORTHLAND POWER INC	79,600	36.45	2,901,420.00	
カナダドル 小計		12,725,371		771,009,360.72 (74,410,113,403)	
オーストラリアドル	AMPOL LTD	82,331	30.61	2,520,151.91	
	SANTOS LTD	979,535	7.24	7,091,833.40	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	64,847	28.14	1,824,794.58	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	594,778	37.31	22,191,167.18	
	BHP GROUP LTD	1,585,506	49.24	78,070,315.44	
	BLUESCOPE STEEL LTD	157,082	18.90	2,968,849.80	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	534,912	22.48	12,024,821.76	
	IGO LTD	196,762	15.89	3,126,548.18	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	129,210	31.44	4,062,362.40	
	MINERAL RESOURCES LTD	53,520	94.20	5,041,584.00	
	NEWCREST MINING LTD	261,737	22.95	6,006,864.15	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	369,774	12.70	4,696,129.80	
	ORICA LTD	158,310	14.95	2,366,734.50	
	PILBARA MINERALS LTD	735,369	5.11	3,757,735.59	
	RIO TINTO LTD	117,797	126.50	14,901,320.50	
	SOUTH32 LTD	1,389,438	4.76	6,613,724.88	
	REECE LTD	53,600	15.70	841,520.00	
	BRAMBLES LTD	460,976	11.72	5,402,638.72	
	AURIZON HOLDINGS LTD	607,049	3.70	2,246,081.30	
	QANTAS AIRWAYS LTD	240,658	6.47	1,557,057.26	
	TRANSURBAN GROUP	963,395	13.71	13,208,145.45	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	180,742	34.20	6,181,376.40	
	IDP EDUCATION LTD	66,233	30.53	2,022,093.49	

	LOTTERY CORP LTD/THE	673,112	4.77	3,210,744.24	
	REA GROUP LTD	16,523	122.88	2,030,346.24	
	SEEK LTD	111,070	23.67	2,629,026.90	
	WESFARMERS LTD	358,795	49.34	17,702,945.30	
	COLES GROUP LTD	423,676	17.30	7,329,594.80	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	449,953	6.47	2,911,195.91	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	380,600	34.74	13,222,044.00	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	206,438	14.09	2,908,711.42	
	COCHLEAR LTD	20,154	206.02	4,152,127.08	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	55,070	67.30	3,706,211.00	
	SONIC HEALTHCARE LTD	142,034	31.70	4,502,477.80	
	CSL LTD	150,594	296.12	44,593,895.28	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	938,863	24.60	23,096,029.80	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	532,550	108.83	57,957,416.50	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	993,015	31.48	31,260,112.20	
	WESTPAC BANKING CORP	1,096,495	23.67	25,954,036.65	
	ASX LTD	59,402	68.57	4,073,195.14	
	MACQUARIE GROUP LTD	115,292	185.13	21,344,007.96	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	762,528	5.04	3,843,141.12	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	936,375	2.90	2,715,487.50	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	445,102	13.73	6,111,250.46	
	SUNCORP GROUP LTD	404,738	12.71	5,144,219.98	
	LENDLEASE GROUP	244,789	8.42	2,061,123.38	
	COMPUTERSHARE LTD	169,145	23.82	4,029,033.90	
	WISETECH GLOBAL LTD	43,885	56.10	2,461,948.50	
	XERO LTD	42,700	74.17	3,167,059.00	
	TELSTRA GROUP LTD	1,175,261	4.08	4,795,064.88	
	APA GROUP	397,094	10.78	4,280,673.32	
	ORIGIN ENERGY LTD	540,177	7.32	3,954,095.64	
オーストラリアドル 小計		21,868,991		523,871,066.59 (48,128,034,887)	
イギリスポンド	BP PLC	5,890,625	4.74	27,962,796.87	
	SHELL PLC	2,272,097	23.32	52,985,302.04	
	ANGLO AMERICAN PLC	397,883	35.96	14,309,862.09	
	ANTOFAGASTA PLC	124,065	17.86	2,215,800.90	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	45,330	68.32	3,096,945.60	

	GLENCORE PLC	3,056,730	5.58	17,071,837.05	
	JOHNSON MATTHEY PLC	58,854	21.38	1,258,298.52	
	MONDI PLC	141,279	15.08	2,130,487.32	
	RIO TINTO PLC	352,284	63.36	22,320,714.24	
	ASHTEAD GROUP PLC	135,004	50.52	6,820,402.08	
	BAE SYSTEMS PLC	1,000,726	8.45	8,456,134.70	
	BUNZL PLC	102,308	29.23	2,990,462.84	
	DCC PLC	30,399	45.33	1,377,986.67	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	1,211,674	1.42	1,721,182.91	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,661,015	1.11	2,972,885.95	
	SMITHS GROUP PLC	113,243	17.38	1,968,729.55	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	22,203	113.10	2,511,159.30	
	EXPERIAN PLC	292,420	28.52	8,339,818.40	
	INTERTEK GROUP PLC	47,531	42.58	2,023,869.98	
	RELX PLC	601,028	23.53	14,142,188.84	
	RENTOKIL INITIAL PLC	814,870	5.03	4,098,796.10	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	290,184	4.57	1,327,301.61	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	32,323	41.75	1,349,485.25	
	BURBERRY GROUP PLC	126,278	23.78	3,002,890.84	
	PERSIMMON PLC	103,740	14.05	1,458,065.70	
	TAYLOR WIMPEY PLC	1,180,533	1.16	1,369,418.28	
	COMPASS GROUP PLC	552,832	19.11	10,567,383.68	
	ENTAIN PLC	169,917	15.31	2,602,278.85	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	57,197	56.30	3,220,191.10	
	PEARSON PLC	194,698	9.25	1,802,124.68	
	WHITBREAD PLC	65,187	30.68	1,999,937.16	
	AUTO TRADER GROUP PLC	265,668	5.88	1,563,721.84	
	INFORMA PLC	468,909	6.62	3,105,115.39	
	WPP PLC	321,777	9.29	2,991,238.99	
	JD SPORTS FASHION PLC	728,558	1.60	1,170,428.42	
	KINGFISHER PLC	567,509	2.63	1,492,548.67	
	NEXT PLC	41,419	64.70	2,679,809.30	
	OCADO GROUP PLC	164,438	6.97	1,146,132.86	
	SAINSBURY (J) PLC	620,861	2.39	1,483,857.79	
	TESCO PLC	2,341,521	2.44	5,727,360.36	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	119,280	18.35	2,188,788.00	

	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	669,161	30.62	20,489,709.82	
	COCA-COLA HBC AG-DI	61,536	19.28	1,186,414.08	
	DIAGEO PLC	712,358	36.75	26,179,156.50	
	IMPERIAL BRANDS PLC	279,066	20.26	5,653,877.16	
	HALEON PLC	1,597,387	3.14	5,016,593.87	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	224,553	56.64	12,718,681.92	
	UNILEVER PLC	797,242	40.60	32,372,011.41	
	SMITH & NEPHEW PLC	282,738	11.32	3,200,594.16	
	ASTRAZENECA PLC	484,630	108.10	52,388,503.00	
	GSK PLC	1,273,814	14.03	17,879,253.30	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	54,192	16.38	887,935.92	
	BARCLAYS PLC	5,102,640	1.81	9,272,517.40	
	HSBC HOLDINGS PLC	6,249,780	5.98	37,404,933.30	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	21,381,710	0.50	10,893,981.24	
	NATWEST GROUP PLC	1,665,358	3.02	5,029,381.16	
	STANDARD CHARTERED PLC	758,385	7.02	5,323,862.70	
	3I GROUP PLC	319,724	14.60	4,667,970.40	
	ABRDN PLC	590,816	2.05	1,211,763.61	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	123,322	8.53	1,052,923.23	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	100,521	72.96	7,334,012.16	
	M&G PLC	725,660	2.06	1,498,487.90	
	SCHRODERS PLC	246,806	4.78	1,180,719.90	
	ST JAMES'S PLACE PLC	165,599	11.99	1,986,360.00	
	ADMIRAL GROUP PLC	63,019	21.39	1,347,976.41	
	AVIVA PLC	840,084	4.55	3,828,262.78	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	1,879,875	2.58	4,865,116.50	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	222,425	6.35	1,413,288.45	
	PRUDENTIAL PLC	863,225	13.34	11,515,421.50	
	SAGE GROUP PLC/THE	304,183	7.59	2,309,357.33	
	HALMA PLC	121,077	20.93	2,534,141.61	
	BT GROUP PLC	2,143,878	1.29	2,766,674.55	
	VODAFONE GROUP PLC	8,474,128	0.92	7,824,162.38	
	NATIONAL GRID PLC	1,148,865	10.36	11,907,985.72	
	SEVERN TRENT PLC	83,766	28.33	2,373,090.78	
	SSE PLC	329,177	17.41	5,732,617.45	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	204,910	10.78	2,208,929.80	

イギリスポンド 小計		88,330,007		578,480,410.12 (92,788,257,783)	
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	60,430	15.64	945,125.20	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	2,396	670.50	1,606,518.00	
	GIVAUDAN-REG	2,911	2,933.00	8,537,963.00	
	HOLCIM LTD	173,536	53.10	9,214,761.60	
	SIG GROUP AG	103,650	22.44	2,325,906.00	
	SIKA AG-REG	46,065	257.60	11,866,344.00	
	ABB LTD-REG	488,644	31.41	15,348,308.04	
	GEBERIT AG-REG	11,028	505.40	5,573,551.20	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	7,216	185.40	1,337,846.40	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	12,662	196.30	2,485,550.60	
	VAT GROUP AG	8,759	288.20	2,524,343.80	
	ADECCO GROUP AG-REG	43,353	33.64	1,458,394.92	
	SGS SA-REG	2,020	2,318.00	4,682,360.00	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	17,625	217.60	3,835,200.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	163,003	139.00	22,657,417.00	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	9,553	322.20	3,077,976.60	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	11,657	58.80	685,431.60	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	1,062	1,904.00	2,022,048.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	350	10,080.00	3,528,000.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	33	101,300.00	3,342,900.00	
	NESTLE SA-REG	859,270	112.70	96,839,729.00	
	ALCON INC	158,200	67.92	10,744,944.00	
	SONOVA HOLDING AG-REG	17,404	227.20	3,954,188.80	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	33,827	119.90	4,055,857.30	
	BACHEM HOLDING AG	12,632	81.80	1,033,297.60	
	LONZA GROUP AG-REG	23,486	522.00	12,259,692.00	
	NOVARTIS AG-REG	675,789	85.30	57,644,801.70	
	ROCHE HOLDING AG-BR	8,133	342.80	2,787,992.40	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	219,746	293.60	64,517,425.60	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	9,251	88.50	818,713.50	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	1,077,527	3.09	3,333,868.53	
	JULIUS BAER GROUP LTD	66,539	58.30	3,879,223.70	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	7,088	865.00	6,131,120.00	
	UBS GROUP AG-REG	1,044,390	19.52	20,386,492.80	

	BALOISE HOLDING AG - REG	13,536	151.10	2,045,289.60	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	9,590	548.60	5,261,074.00	
	SWISS RE AG	93,903	95.64	8,980,882.92	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	46,870	453.90	21,274,293.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	22,533	83.35	1,878,125.55	
	TEMENOS AG - REG	22,921	62.26	1,427,061.46	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	55,125	52.60	2,899,575.00	
	SWISSCOM AG-REG	8,185	539.00	4,411,715.00	
	BKW AG	6,450	132.70	855,915.00	
スイスフラン 小計		5,658,348		444,477,224.42 (62,622,396,148)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	805,868	49.70	40,051,639.60	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	418,500	96.25	40,280,625.00	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	656,000	16.90	11,086,400.00	
	MTR CORP	448,500	42.45	19,038,825.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	352,000	16.48	5,800,960.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	691,000	54.90	37,935,900.00	
	SANDS CHINA LTD	775,600	30.00	23,268,000.00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	562,000	25.00	14,050,000.00	
	WH GROUP LTD	2,846,000	4.76	13,546,960.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,166,000	27.20	31,715,200.00	
	HANG SENG BANK LTD	249,300	128.20	31,960,260.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	375,600	368.40	138,371,040.00	
	AIA GROUP LTD	3,724,200	87.60	326,239,920.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	652,868	49.75	32,480,183.00	
	ESR GROUP LTD	632,800	17.54	11,099,312.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	724,000	15.00	10,860,000.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	415,641	29.65	12,323,755.65	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	552,250	23.65	13,060,712.50	
	SINO LAND CO	913,400	10.38	9,481,092.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	441,500	111.60	49,271,400.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	145,000	72.20	10,469,000.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	305,600	22.25	6,799,600.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	534,000	46.40	24,777,600.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	1,165,000	10.10	11,766,500.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	160,500	44.00	7,062,000.00	

	CLP HOLDINGS LTD	481,000	58.00	27,898,000.00	
	HK ELECTRIC INVESTMENTS -SS	982,500	5.30	5,207,250.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	3,603,348	7.68	27,673,712.64	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	421,500	43.95	18,524,925.00	
香港ドル 小計		25,201,475		1,012,100,772.39 (16,709,783,752)	
シンガポールドル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	30,200	28.95	874,290.00	
	KEPPEL CORP LTD	477,500	7.47	3,566,925.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	529,600	3.61	1,911,856.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	378,640	5.98	2,264,267.20	
	GENTING SINGAPORE LTD	1,914,500	1.01	1,933,645.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	670,600	4.11	2,756,166.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	565,900	35.51	20,095,109.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	1,080,900	12.85	13,889,565.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	368,300	29.91	11,015,853.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	236,500	9.26	2,189,990.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	802,000	4.00	3,208,000.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	118,100	8.10	956,610.00	
	UOL GROUP LTD	194,000	6.93	1,344,420.00	
	VENTURE CORP LTD	76,900	18.48	1,421,112.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	2,616,560	2.49	6,515,234.40	
シンガポールドル 小計		10,060,200		73,943,042.60 (7,281,171,404)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	357,185	8.40	3,000,354.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	175,116	25.25	4,421,679.00	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	630,447	5.22	3,290,933.34	
	MERCURY NZ LTD	216,705	5.93	1,285,060.65	
	MERIDIAN ENERGY LTD	445,023	5.35	2,380,873.05	
ニュージーランドドル 小計		1,824,476		14,378,900.04 (1,204,664,245)	
スウェーデンクローネ	BOLIDEN AB	89,974	466.40	41,963,873.60	
	HOLMEN AB-B SHARES	33,017	429.10	14,167,594.70	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	189,562	145.00	27,486,490.00	
	ALFA LAVAL AB	92,471	323.60	29,923,615.60	
	ASSA ABLOY AB-B	314,779	243.60	76,680,164.40	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	845,763	132.42	111,995,936.46	

	ATLAS COPCO AB-B SHS	483,052	118.12	57,058,102.24	
	EPIROC AB-A	209,247	213.50	44,674,234.50	
	EPIROC AB-B	107,310	182.35	19,567,978.50	
	HUSQVARNA AB-B SHS	159,232	79.32	12,630,282.24	
	INDUTRADE AB	83,800	233.10	19,533,780.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	58,459	216.70	12,668,065.30	
	LIFCO AB-B SHS	71,700	188.90	13,544,130.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	495,296	112.65	55,795,094.40	
	SANDVIK AB	327,600	216.40	70,892,640.00	
	SKANSKA AB-B SHS	104,733	184.40	19,312,765.20	
	SKF AB-B SHARES	113,171	183.25	20,738,585.75	
	VOLVO AB-A SHS	62,474	217.40	13,581,847.60	
	VOLVO AB-B SHS	472,668	206.25	97,487,775.00	
	SECURITAS AB-B SHS	156,813	96.46	15,126,181.98	
	VOLVO CAR AB-B	142,600	48.99	6,986,687.00	
	ELECTROLUX AB-B	84,165	150.86	12,697,131.90	
	EVOLUTION AB	56,065	1,177.60	66,022,144.00	
	EMBRACER GROUP AB	170,300	44.73	7,618,370.50	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	218,689	127.66	27,917,837.74	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	194,331	279.60	54,334,947.60	
	GETINGE AB-B SHS	64,924	231.20	15,010,428.80	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	60,727	228.80	13,894,337.60	
	NORDEA BANK ABP	1,053,594	119.62	126,030,914.28	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	492,784	126.25	62,213,980.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	455,890	107.95	49,213,325.50	
	SWEDBANK AB - A SHARES	273,927	193.25	52,936,392.75	
	EQT AB	87,471	232.10	20,302,019.10	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	33,271	277.50	9,232,702.50	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	53,600	276.60	14,825,760.00	
	INVESTOR AB-A SHS	153,400	205.10	31,462,340.00	
	INVESTOR AB-B SHS	572,876	202.75	116,150,609.00	
	KINNEVIK AB - B	80,928	161.75	13,090,104.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	24,225	479.60	11,618,310.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	147,348	57.03	8,403,256.44	
	SAGAX AB-B	64,700	265.80	17,197,260.00	
	ERICSSON LM-B SHS	878,419	59.14	51,949,699.66	

	HEXAGON AB-B SHS	628,643	114.00	71,665,302.00	
	TELE2 AB-B SHS	156,738	92.54	14,504,534.52	
	TELIA CO AB	756,548	27.50	20,805,070.00	
スウェーデンクローネ 小計		11,377,284		1,670,912,602.36 (21,170,462,671)	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	103,871	290.80	30,205,686.80	
	EQUINOR ASA	299,488	294.30	88,139,318.40	
	NORSK HYDRO ASA	434,804	81.22	35,314,780.88	
	YARA INTERNATIONAL ASA	49,574	440.20	21,822,474.80	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	32,500	398.00	12,935,000.00	
	ADEVINTA ASA	106,857	87.80	9,382,044.60	
	MOWI ASA	135,763	184.00	24,980,392.00	
	ORKLA ASA	202,392	73.72	14,920,338.24	
	SALMAR ASA	25,891	455.00	11,780,405.00	
	DNB BANK ASA	287,728	186.00	53,517,408.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	50,151	180.20	9,037,210.20	
	TELENOR ASA	211,605	103.00	21,795,315.00	
ノルウェークローネ 小計		1,940,624		333,830,373.92 (4,359,824,683)	
デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	33,357	500.00	16,678,500.00	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	62,014	350.70	21,748,309.80	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	3,501	1,860.50	6,513,610.50	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	321,595	196.68	63,251,304.60	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	1,039	13,900.00	14,442,100.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,524	14,215.00	21,663,660.00	
	DSV A/S	57,928	1,101.50	63,807,692.00	
	PANDORA A/S	26,106	563.00	14,697,678.00	
	CARLSBERG AS-B	31,440	976.20	30,691,728.00	
	COLOPLAST-B	36,267	819.80	29,731,686.60	
	DEMANT A/S	21,128	190.00	4,014,320.00	
	GENMAB A/S	20,841	2,635.00	54,916,035.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	517,205	948.00	490,310,340.00	
	DANSKE BANK A/S	221,483	138.75	30,730,766.25	
	TRYG A/S	114,270	157.45	17,991,811.50	
	ORSTED A/S	60,759	600.20	36,467,551.80	
デンマーククローネ 小計		1,530,457		917,657,094.05	

				(17,398,778,503)	
イスラエルシェケル	ICL GROUP LTD	211,785	27.00	5,718,195.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	7,200	570.00	4,104,000.00	
	BANK HAPOALIM BM	386,829	31.74	12,277,952.46	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	443,979	30.60	13,585,757.40	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	403,741	18.02	7,275,412.82	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	48,267	117.20	5,656,892.40	
	AZRIELI GROUP LTD	14,806	227.10	3,362,442.60	
	NICE LTD	19,783	703.90	13,925,253.70	
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CO	572,400	5.57	3,188,268.00	
	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	35,700	144.40	5,155,080.00	
イスラエルシェケル 小計		2,144,490		74,249,254.38 (2,845,595,249)	
ユーロ	ENI SPA	781,185	14.07	10,995,960.06	
	GALP ENERGIA SGPS SA	151,355	12.62	1,910,100.10	
	NESTE OYJ	134,607	45.44	6,116,542.08	
	OMV AG	44,483	44.40	1,975,045.20	
	REPSOL SA	426,893	15.03	6,418,336.25	
	TENARIS SA	134,483	16.07	2,161,141.81	
	TOTALENERGIES SE	777,988	58.39	45,426,719.32	
	AIR LIQUIDE SA	163,278	146.14	23,861,446.92	
	AKZO NOBEL N.V.	58,755	68.72	4,037,643.60	
	ARCELORMITTAL	157,243	28.69	4,511,301.67	
	ARKEMA	19,014	92.18	1,752,710.52	
	BASF SE	286,508	52.87	15,147,677.96	
	COVESTRO AG	56,071	42.15	2,363,392.65	
	CRH PLC	239,258	41.71	9,980,647.47	
	EVONIK INDUSTRIES AG	76,974	20.20	1,554,874.80	
	HEIDELBERGCEMENT AG	47,261	59.00	2,788,399.00	
	KONINKLIJKE DSM NV	53,334	117.80	6,282,745.20	
	OCI NV	34,955	30.60	1,069,623.00	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	72,855	39.06	2,845,716.30	
	SOLVAY SA	24,153	104.20	2,516,742.60	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	184,408	13.85	2,554,050.80	
	SYMRISE AG	42,629	98.12	4,182,757.48	
	UMICORE	62,556	34.75	2,173,821.00	

	UPM-KYMMENE OYJ	160,063	33.52	5,365,311.76	
	VOESTALPINE AG	39,061	29.84	1,165,580.24	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	64,621	26.96	1,742,182.16	
	ACS ACTIVIDADES DE CONSTRUCC-RTS	64,621	0.46	29,951.83	
	AIRBUS SE	185,095	120.14	22,237,313.30	
	ALSTOM	96,250	26.45	2,545,812.50	
	BOUYGUES SA	69,916	30.05	2,100,975.80	
	BRENNTAG SE	49,586	68.60	3,401,599.60	
	CNH INDUSTRIAL NV	324,390	15.80	5,126,983.95	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	153,561	52.98	8,135,661.78	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	136,111	31.37	4,269,802.07	
	DASSAULT AVIATION SA	6,763	156.30	1,057,056.90	
	EIFFAGE	24,432	97.88	2,391,404.16	
	FERROVIAL SA	157,922	27.06	4,273,369.32	
	GEA GROUP AG	42,462	40.95	1,738,818.90	
	IMCD NV	18,078	144.10	2,605,039.80	
	KINGSPAN GROUP PLC	46,132	58.92	2,718,097.44	
	KNORR-BREMSE AG	25,881	61.26	1,585,470.06	
	KONE OYJ-B	105,985	50.76	5,379,798.60	
	LEGRAND SA	80,593	82.30	6,632,803.90	
	MTU AERO ENGINES AG	16,223	225.00	3,650,175.00	
	PRYSMIAN SPA	81,681	37.28	3,045,067.68	
	RATIONAL AG	1,276	633.50	808,346.00	
	RHEINMETALL AG	12,710	220.90	2,807,639.00	
	SAFRAN SA	106,909	130.30	13,930,242.70	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	169,526	145.90	24,733,843.40	
	SIEMENS AG-REG	239,011	142.82	34,135,551.02	
	SIEMENS ENERGY AG	137,504	18.78	2,582,325.12	
	THALES SA	33,295	121.20	4,035,354.00	
	VINCI SA	167,477	103.68	17,364,015.36	
	WARTSILA OYJ ABP	161,062	8.69	1,400,595.15	
	BUREAU VERITAS SA	94,880	26.20	2,485,856.00	
	RANDSTAD NV	34,242	58.54	2,004,526.68	
	TELEPERFORMANCE	18,129	249.00	4,514,121.00	
	WOLTERS KLUWER	82,203	97.98	8,054,249.94	
	ADP	10,260	146.30	1,501,038.00	

	AENA SME SA	24,220	141.30	3,422,286.00	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	179,416	9.62	1,726,879.00	
	DEUTSCHE POST AG-REG	310,641	39.54	12,282,745.14	
	GETLINK SE	132,190	15.87	2,097,855.30	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	105,547	91.79	9,688,159.13	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	18,227	85.70	1,562,053.90	
	CONTINENTAL AG	34,400	63.56	2,186,464.00	
	DR ING HC F PORSCHE AG	34,570	104.10	3,598,737.00	
	FERRARI NV	39,489	224.60	8,869,229.40	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	251,461	67.60	16,998,763.60	
	MICHELIN (CGDE)	215,236	28.87	6,213,863.32	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	45,820	53.86	2,467,865.20	
	RENAULT SA	57,337	37.26	2,136,663.30	
	STELLANTIS NV	704,483	13.91	9,803,585.42	
	VALEO	72,083	18.95	1,365,972.85	
	VOLKSWAGEN AG	8,950	158.20	1,415,890.00	
	VOLKSWAGEN AG-PREF	59,893	124.10	7,432,721.30	
	ADIDAS AG	55,623	145.50	8,093,146.50	
	HERMES INTERNATIONAL	9,913	1,658.00	16,435,754.00	
	KERING	23,404	534.20	12,502,416.80	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	86,553	792.30	68,575,941.90	
	MONCLER SPA	63,271	56.28	3,560,891.88	
	PUMA SE	32,556	61.22	1,993,078.32	
	SEB SA	9,694	90.55	877,791.70	
	ACCOR SA	57,043	29.46	1,680,486.78	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	52,758	145.35	7,668,375.30	
	LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	27,020	40.55	1,095,661.00	
	SODEXO SA	26,938	91.56	2,466,443.28	
	BOLLORE SE	271,925	5.25	1,428,965.87	
	PUBLICIS GROUPE	70,257	63.50	4,461,319.50	
	SCOUT24 SE	27,257	52.28	1,424,995.96	
	UBISOFT ENTERTAINMENT	20,939	19.02	398,259.78	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	228,537	23.20	5,302,058.40	
	VIVENDI SE	236,529	9.51	2,251,283.02	
	D'IETEREN GROUP	8,226	170.90	1,405,823.40	
	DELIVERY HERO SE	54,469	50.68	2,760,488.92	

	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	338,760	27.73	9,393,814.80	
	JUST EAT TAKEAWAY	57,881	22.39	1,295,955.59	
	PROSUS NV	258,955	76.10	19,706,475.50	
	ZALANDO SE	72,249	41.65	3,009,170.85	
	CARREFOUR SA	175,137	17.27	3,024,615.99	
	HELLOFRESH SE	45,738	22.56	1,031,849.28	
	JERONIMO MARTINS	95,613	20.06	1,917,996.78	
	KESKO OYJ-B SHS	93,457	21.43	2,002,783.51	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	321,391	27.03	8,687,198.73	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	269,584	54.86	14,789,378.24	
	DANONE	203,761	49.80	10,147,297.80	
	DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	156,074	9.95	1,552,936.30	
	HEINEKEN HOLDING NV	30,217	74.80	2,260,231.60	
	HEINEKEN NV	80,548	91.32	7,355,643.36	
	JDE PEET'S NV	24,300	27.84	676,512.00	
	KERRY GROUP PLC-A	47,682	86.04	4,102,559.28	
	PERNOD RICARD SA	64,425	193.15	12,443,688.75	
	REMY COINTREAU	6,746	175.90	1,186,621.40	
	BEIERSDORF AG	29,811	110.70	3,300,077.70	
	HENKEL AG & CO KGAA	28,270	61.15	1,728,710.50	
	HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	57,517	65.40	3,761,611.80	
	L'OREAL	75,549	381.25	28,803,056.25	
	AMPLIFON SPA	42,891	25.69	1,101,869.79	
	BIOMERIEUX	13,869	94.64	1,312,562.16	
	CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	11,510	130.00	1,496,300.00	
	DIASORIN SPA	9,103	123.70	1,126,041.10	
	ESSILORLUXOTTICA	90,599	171.25	15,515,078.75	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	67,833	32.58	2,209,999.14	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	129,848	27.04	3,511,089.92	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	285,870	15.44	4,416,119.76	
	SIEMENS HEALTHINEERS AG	83,492	48.63	4,060,215.96	
	ARGENX SE	16,640	349.50	5,815,680.00	
	BAYER AG-REG	307,118	55.48	17,038,906.64	
	EUROFINS SCIENTIFIC	39,698	63.60	2,524,792.80	
	GRIFOLS SA	82,564	12.36	1,020,903.86	
	IPSEN	13,860	99.00	1,372,140.00	

	MERCK KGAA	40,311	190.45	7,677,229.95	
	ORION OYJ-CLASS B	34,824	48.57	1,691,401.68	
	QIAGEN N.V.	73,322	46.10	3,380,144.20	
	RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	32,103	41.02	1,316,865.06	
	SANOFI	356,795	89.91	32,079,438.45	
	SARTORIUS AG-VORZUG	7,294	407.50	2,972,305.00	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	8,551	305.20	2,609,765.20	
	UCB SA	38,461	75.54	2,905,343.94	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	133,234	14.79	1,970,530.86	
	AIB GROUP PLC	297,214	3.78	1,125,252.20	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	1,896,626	6.29	11,933,570.79	
	BANCO SANTANDER SA	5,238,634	3.09	16,205,714.27	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	351,816	9.55	3,359,842.80	
	BNP PARIBAS	347,142	60.99	21,172,190.58	
	CAIXABANK SA	1,332,848	3.93	5,246,089.72	
	COMMERZBANK AG	350,612	9.65	3,384,107.02	
	CREDIT AGRICOLE SA	373,329	10.68	3,989,393.69	
	ERSTE GROUP BANK AG	110,379	33.84	3,735,225.36	
	FINECOBANK SPA	186,022	15.95	2,967,981.01	
	ING GROEP NV	1,170,060	12.82	15,004,849.44	
	INTESA SANPAOLO	5,260,087	2.29	12,071,899.66	
	KBC GROUP NV	79,725	66.76	5,322,441.00	
	MEDIOBANCA SPA	181,481	9.74	1,767,987.90	
	SOCIETE GENERALE SA	258,996	24.98	6,471,015.06	
	UNICREDIT SPA	601,152	15.31	9,203,637.12	
	AMUNDI SA	21,837	60.30	1,316,771.10	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	646,303	11.91	7,700,053.94	
	DEUTSCHE BOERSE AG	60,276	162.50	9,794,850.00	
	EURAZEO SE	11,669	63.90	745,649.10	
	EURONEXT NV	28,504	74.02	2,109,866.08	
	EXOR NV	35,414	71.68	2,538,475.52	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	32,086	78.48	2,518,109.28	
	SOFINA	5,291	218.00	1,153,438.00	
	WENDEL	9,312	97.70	909,782.40	
	AEGON NV	589,592	5.01	2,957,393.47	
	AGEAS	51,936	44.64	2,318,423.04	

	ALLIANZ SE-REG	127,593	221.70	28,287,368.10	
	ASSICURAZIONI GENERALI	355,557	17.86	6,352,025.80	
	AXA SA	584,480	28.53	16,675,214.40	
	HANNOVER RUECK SE	17,884	189.15	3,382,758.60	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	43,785	334.10	14,628,568.50	
	NN GROUP NV	91,002	38.94	3,543,617.88	
	POSTE ITALIANE SPA	144,825	9.63	1,395,823.35	
	SAMPO OYJ-A SHS	153,542	48.12	7,388,441.04	
	AROUNDTOWN SA	379,138	2.59	985,379.66	
	LEG IMMOBILIEN SE	21,715	72.54	1,575,206.10	
	VONOVIA SE	216,231	26.50	5,730,121.50	
	ADYEN NV	6,905	1,310.20	9,046,931.00	
	AMADEUS IT GROUP SA	138,455	58.52	8,102,386.60	
	BECHTLE AG	26,787	38.06	1,019,513.22	
	CAPGEMINI SE	51,162	171.85	8,792,189.70	
	DASSAULT SYSTEMES SE	205,125	34.10	6,995,788.12	
	EDENRED	81,610	49.77	4,061,729.70	
	NEMETSCHEK SE	20,683	47.30	978,305.90	
	NEXI SPA	160,933	8.00	1,287,464.00	
	SAP SE	326,568	105.94	34,596,613.92	
	WORLDLINE SA	76,356	40.14	3,064,929.84	
	NOKIA OYJ	1,704,229	4.21	7,179,064.66	
	CELLNEX TELECOM SA	175,248	36.31	6,363,254.88	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	1,009,756	20.32	20,518,241.92	
	ELISA OYJ	43,016	51.66	2,222,206.56	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	114,083	10.11	1,153,379.13	
	KONINKLIJKE KPN NV	1,065,750	3.06	3,262,260.75	
	ORANGE	626,892	9.61	6,025,059.01	
	TELECOM ITALIA SPA	3,630,827	0.25	931,307.12	
	TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	297,838	2.59	774,080.96	
	TELEFONICA SA	1,669,173	3.48	5,812,060.38	
	UNITED INTERNET AG-REG SHARE	30,096	21.39	643,753.44	
	ACCIONA SA	8,326	186.40	1,551,966.40	
	CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVA	19,200	37.48	719,616.00	
	E.ON SE	715,946	10.13	7,256,112.71	
	EDF	176,747	12.00	2,121,847.73	

	EDP RENOVAVEIS SA	96,779	20.39	1,973,323.81	
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	850,867	4.78	4,073,951.19	
	ELIA GROUP SA/NV	10,658	134.60	1,434,566.80	
	ENAGAS SA	82,825	16.74	1,386,904.62	
	ENDESA SA	108,855	18.34	1,996,944.97	
	ENEL SPA	2,542,116	5.47	13,925,711.44	
	ENGIE	560,325	13.10	7,342,498.80	
	FORTUM OYJ	136,337	14.17	1,931,895.29	
	IBERDROLA SA	1,914,742	10.87	20,813,245.54	
	NATURGY ENERGY GROUP SA	45,200	26.26	1,186,952.00	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	131,018	16.61	2,176,864.07	
	RWE AG	203,358	42.75	8,693,554.50	
	SNAM SPA	600,034	4.74	2,844,761.19	
	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	409,767	7.36	3,018,343.72	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	203,582	27.59	5,616,827.38	
	VERBUND AG	22,697	77.95	1,769,231.15	
	ASM INTERNATIONAL NV	14,362	307.35	4,414,160.70	
	ASML HOLDING NV	126,914	617.10	78,318,629.40	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	406,670	32.12	13,064,273.75	
	STMICROELECTRONICS NV	218,245	39.45	8,609,765.25	
ユーロ 小計		58,089,644		1,449,180,206.01 (204,464,835,265)	
合 計		347,393,419		1,955,804,252,672 (1,955,804,252,672)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
アメリカドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	49,695	7,790,188.20	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	96,734	3,196,091.36	
		AMERICAN TOWER CORP	145,565	31,829,242.90	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	44,541	7,721,627.76	
		BOSTON PROPERTIES INC	47,057	3,345,282.13	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	32,617	3,890,229.59	

		CROWN CASTLE INC	135,416	19,698,965.52	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	88,070	9,440,223.30	
		EQUINIX INC	28,449	20,476,736.73	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	57,122	3,883,724.78	
		EQUITY RESIDENTIAL	115,240	7,161,013.60	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	20,085	4,351,214.40	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	42,486	6,446,400.78	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	77,391	4,057,610.13	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	114,571	2,418,593.81	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	171,442	4,642,649.36	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	217,220	3,964,265.00	
		INVITATION HOMES INC	186,993	5,998,735.44	
		IRON MOUNTAIN INC	93,347	4,904,451.38	
		KIMCO REALTY CORP	187,223	4,135,756.07	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	177,787	2,202,780.93	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	36,527	5,934,541.69	
		PROLOGIS INC	288,523	36,264,455.87	
		PUBLIC STORAGE	49,436	14,449,648.44	
		REALTY INCOME CORP	193,841	13,047,437.71	
		REGENCY CENTERS CORP	47,157	3,109,532.58	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	33,098	9,653,031.70	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	102,842	12,874,789.98	
		SUN COMMUNITIES INC	39,952	5,917,690.24	
		UDR INC	100,713	4,088,947.80	
		VENTAS INC	126,173	6,410,850.13	
		VICI PROPERTIES INC	294,244	9,924,850.12	
		WELLTOWER INC	141,740	10,468,916.40	
		WEYERHAEUSER CO	228,909	7,496,769.75	
		WP CAREY INC	60,540	5,124,105.60	
アメリカドル合計			3,872,746	306,321,351.18 (39,598,161,067)	
カナダドル	投資証券	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	23,300	1,124,225.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	58,600	1,345,456.00	
カナダドル合計			81,900	2,469,681.00 (238,348,913)	
オースト	投資証券	DEXUS/AU	314,109	2,525,436.36	

ラリアドル		GOODMAN GROUP	547,446	10,625,926.86	
		GPT GROUP	656,296	3,012,398.64	
		MIRVAC GROUP	1,162,900	2,639,783.00	
		SCENTRE GROUP	1,734,337	5,341,757.96	
		STOCKLAND	680,065	2,645,452.85	
		VICINITY CENTRES	1,315,193	2,748,753.37	
オーストラリアドル合計			6,410,346	29,539,509.04 (2,713,794,695)	
イギリスポンド	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	317,051	1,382,659.41	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	198,733	1,389,541.13	
		SEGRO PLC	367,806	3,005,710.63	
イギリスポンド合計			883,590	5,777,911.17 (926,776,951)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	659,600	41,917,580.00	
香港ドル合計			659,600	41,917,580.00 (692,059,245)	
シンガポールドル	投資証券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,134,200	3,255,154.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	1,553,771	3,293,994.52	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,029,700	1,740,193.00	
		MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	650,700	1,184,274.00	
シンガポールドル合計			4,368,371	9,473,615.52 (932,866,920)	
ユーロ	投資証券	COVIVIO	13,302	835,365.60	
		GECINA SA	16,340	1,771,256.00	
		KLEPIERRE	71,486	1,640,603.70	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	35,721	2,093,250.60	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	50,808	1,452,092.64	
ユーロ合計			187,657	7,792,568.54 (1,099,453,495)	
合計				46,201,461,286 (46,201,461,286)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に

					対する比率
アメリカドル	株式	602銘柄	97.25%	—	70.05%
	投資証券	35銘柄	—	2.75%	1.98%
カナダドル	株式	86銘柄	99.68%	—	3.72%
	投資証券	2銘柄	—	0.32%	0.01%
オーストラリアドル	株式	52銘柄	94.66%	—	2.40%
	投資証券	7銘柄	—	5.34%	0.14%
イギリスポンド	株式	77銘柄	99.01%	—	4.63%
	投資証券	3銘柄	—	0.99%	0.05%
スイスフラン	株式	43銘柄	100.00%	—	3.13%
香港ドル	株式	29銘柄	96.02%	—	0.83%
	投資証券	1銘柄	—	3.98%	0.03%
シンガポールドル	株式	15銘柄	88.64%	—	0.36%
	投資証券	4銘柄	—	11.36%	0.05%
ニュージーランドドル	株式	5銘柄	100.00%	—	0.06%
スウェーデンクローネ	株式	45銘柄	100.00%	—	1.06%
ノルウェークローネ	株式	12銘柄	100.00%	—	0.22%
デンマーククローネ	株式	16銘柄	100.00%	—	0.87%
イスラエルシェケル	株式	10銘柄	100.00%	—	0.14%
ユーロ	株式	223銘柄	99.47%	—	10.21%
	投資証券	5銘柄	—	0.53%	0.05%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

【中間財務諸表】

１　当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第３８条の３および第５７条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当中間計算期間（2023年 1月 27日から2023年 7月 26日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2023年10月4日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大畑　茂

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているｅＭＡＸＩＳ 先進国株式インデックスの 2023 年１月 27 日から 2023 年７月 26 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ｅＭＡＸＩＳ 先進国株式インデックスの 2023 年７月 26 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023 年１月 27 日から 2023 年７月 26 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク

評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【ｅＭＡＸＩＳ　先進国株式インデックス】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第14期 ［ 2023年 1月 26日現在 ］	第15期中間計算期間末 ［ 2023年 7月 26日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	249,901,008	306,372,184
親投資信託受益証券	62,162,855,150	76,657,255,574
未収入金	－	24,107,364
流動資産合計	62,412,756,158	76,987,735,122
資産合計	62,412,756,158	76,987,735,122
負債の部		
流動負債		
未払解約金	24,290,636	85,111,996
未払受託者報酬	20,025,950	21,321,293
未払委託者報酬	185,657,912	199,822,514
未払利息	112	758
その他未払費用	1,069,647	1,152,758
流動負債合計	231,044,257	307,409,319
負債合計	231,044,257	307,409,319
純資産の部		
元本等		
元本	14,308,644,722	14,494,078,851
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	47,873,067,179	62,186,246,952
（分配準備積立金）	17,640,717,246	16,379,368,949
元本等合計	62,181,711,901	76,680,325,803
純資産合計	62,181,711,901	76,680,325,803
負債純資産合計	62,412,756,158	76,987,735,122

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期中間計算期間 自　2022年 1月 27日 至　2022年 7月 26日	第15期中間計算期間 自　2023年 1月 27日 至　2023年 7月 26日
営業収益		
受取利息	147	641
有価証券売買等損益	4,498,042,638	13,874,410,769
営業収益合計	4,498,042,785	13,874,411,410
営業費用		
支払利息	13,063	44,462
受託者報酬	18,476,749	21,321,293
委託者報酬	169,670,325	199,822,514
その他費用	976,400	1,152,758

営業費用合計	189,136,537	222,341,027
営業利益又は営業損失（△）	4,308,906,248	13,652,070,383
経常利益又は経常損失（△）	4,308,906,248	13,652,070,383
中間純利益又は中間純損失（△）	4,308,906,248	13,652,070,383
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	195,463,920	451,538,445
期首剰余金又は期首欠損金（△）	40,031,048,205	47,873,067,179
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,311,236,564	4,700,954,551
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,311,236,564	4,700,954,551
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,489,770,050	3,588,306,716
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,489,770,050	3,588,306,716
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	46,965,957,047	62,186,246,952

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

	第14期 [2023年 1月26日現在]	第15期中間計算期間末 [2023年 7月26日現在]
1． 期首元本額	13,021,594,575円	14,308,644,722円
期中追加設定元本額	3,000,775,783円	1,254,729,316円
期中一部解約元本額	1,713,725,636円	1,069,295,187円
2． 受益権の総数	14,308,644,722口	14,494,078,851口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期中間計算期間 自 2022年 1月27日 至 2022年 7月26日	第15期中間計算期間 自 2023年 1月27日 至 2023年 7月26日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 [2023年 1月26日現在]	第15期中間計算期間末 [2023年 7月26日現在]
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（１）有価証券 同左
	（２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（２）デリバティブ取引 同左
	（３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿	（３）上記以外の金融商品 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第14期 [2023年 1月 26日現在]	第15期中間計算期間末 [2023年 7月 26日現在]
1口当たり純資産額	4.3457円	5.2905円
(1万口当たり純資産額)	(43,457円)	(52,905円)

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

外国株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	[2023年 7月 26日現在]
資産の部	
流動資産	
預金	45,959,931,850
コール・ローン	9,513,090,116
株式	2,799,019,251,634
投資証券	58,564,664,455
派生商品評価勘定	2,289,021,558
未収入金	10,816,330
未収配当金	2,123,083,150
差入委託証拠金	49,508,857,084
流動資産合計	2,966,988,716,177
資産合計	2,966,988,716,177
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	52,099,382
未払解約金	500,931,139
未払利息	23,566

流動負債合計	553,054,087
負債合計	553,054,087
純資産の部	
元本等	
元本	529,275,612,442
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,437,160,049,648
元本等合計	2,966,435,662,090
純資産合計	2,966,435,662,090
負債純資産合計	2,966,988,716,177

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［2023年 7月 26日現在］
1． 期首	2023年 1月 27日
期首元本額	447,735,229,199円
期中追加設定元本額	119,913,521,521円
期中一部解約元本額	38,373,138,278円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（安定型）	201,445,549円
三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（安定成長型）	952,442,888円
三菱ＵＦＪ ライフセレクトファンド（成長型）	874,485,532円
ＭＡＸＩＳ 海外株式（ＭＳＣＩコクサイ）上場投信	2,943,974,197円
ＭＡＸＩＳ全世界株式（オール・カントリー）上場投信	4,104,934,463円
三菱ＵＦＪ プライムバランス（安定型）（確定拠出年金）	1,559,745,419円
三菱ＵＦＪ プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金）	9,291,900,129円
三菱ＵＦＪ プライムバランス（成長型）（確定拠出年金）	10,298,158,809円
三菱ＵＦＪ ６資産バランスファンド（２ヵ月分配型）	49,620,101円
三菱ＵＦＪ ６資産バランスファンド（成長型）	132,512,632円
ファンド・マネジャー（海外株式）	779,964円
ｅＭＡＸＩＳ 先進国株式インデックス	13,677,316,462円
ｅＭＡＸＩＳ バランス（８資産均等型）	1,082,073,751円
ｅＭＡＸＩＳ バランス（波乗り型）	266,484,977円
三菱ＵＦＪ プライムバランス（８資産）（確定拠出年金）	1,731,700,454円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金）	216,817,022円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド２０４０（確定拠出年金）	269,909,285円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド２０５０（確定拠出年金）	249,956,529円

ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　先進国株式インデックス	92,282,755,213円
海外株式セレクション（ラップ向け）	2,452,215,457円
ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　バランス（８資産均等型）	4,839,185,694円
つみたて先進国株式	25,960,493,552円
つみたて８資産均等バランス	2,310,688,105円
つみたて４資産均等バランス	789,289,467円
ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９７０ｓ	1,889,687円
ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９８０ｓ	3,273,763円
ｅＭＡＸＩＳ　マイマネージャー　１９９０ｓ	5,456,401円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３５（確定拠出年金）	189,172,918円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０４５（確定拠出年金）	210,515,054円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０５５（確定拠出年金）	137,768,378円
三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式１５）	61,805,207円
三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式４０）	510,011,964円
三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式６５）	1,258,296,945円
ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　全世界株式（除く日本）	46,485,080,618円
ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　全世界株式（３地域均等型）	489,830,188円
三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金インデックス（先進国株式）	3,852,133,253円
ｅＭＡＸＩＳ　Ｓｌｉｍ　全世界株式（オール・カントリー）	198,293,236,705円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６０（確定拠出年金）	125,294,098円
三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式２５）	42,144,949円
つみたて全世界株式	262,198,237円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０６５（確定拠出年金）	53,667,034円
ラップ向けインデックスｆ　先進国株式	2,407,282,961円
三菱ＵＦＪ　ＤＣ年金バランス（株式８０）	24,735,703円
ダイナミックアロケーションファンド（ラップ向け）	4,437,118,178円
ラップ向けダイナミックアロケーションファンド	56,685,221円
三菱ＵＦＪ　ＤＣ海外株式インデックスファンド	30,253,203,407円
ｅＭＡＸＩＳ　全世界株式インデックス	4,878,810,536円
三菱ＵＦＪ　バランス・イノベーション（株式抑制型）	574,359,219円
三菱ＵＦＪ　バランス・イノベーション（株式重視型）	1,091,779,999円
三菱ＵＦＪ　バランス・イノベーション（新興国投資型）	232,027,978円
三菱ＵＦＪ　ＤＣバランス・イノベーション（ＫＡＫＵＳＨＩＮ）	616,249,294円
三菱ＵＦＪ　バランス・イノベーション（債券重視型）	202,695,578円
ｅＭＡＸＩＳ　バランス（４資産均等型）	329,318,213円
ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイゴールキーパー）	83,808,022円
ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイディフェンダー）	112,292,721円
ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイミッドフィルダー）	459,360,197円
ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイフォワード）	363,868,663円
ｅＭＡＸＩＳ　最適化バランス（マイストライカー）	698,466,830円
三菱ＵＦＪ　外国株式ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）	1,483,165,528円
三菱ＵＦＪ　ライフセレクトファンド（安定成長型）ＶＡ（適格機関投資家限定）	2,331円
三菱ＵＦＪ　バランスファンド４５ＶＡ（適格機関投資家限定）	5,242,092円
三菱ＵＦＪ　バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	3,617,215,532円
三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　２０型（適格機関投資家限定）	41,259,150円
三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　４０型（適格機関投資家限定）	708,336,839円
ＭＵＡＭ　外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	9,828,195,305円

三菱ＵＦＪ　バランスファンドＶＡ　３０型（適格機関投資家限定）	69,570円
三菱ＵＦＪ　バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	568,268,903円
ＭＵＡＭ　全世界株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	5,417,221,987円
アドバンスト・バランスⅠ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	11,373,564円
アドバンスト・バランスⅡ（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	68,797,438円
ＭＵＫＡＭ　バランス・イノベーション（株式抑制型）（適格機関投資家転売制限付）	1,677,244,244円
ＭＵＫＡＭ　バランス・イノベーション（リスク抑制型）（適格機関投資家転売制限付）	521,869,130円
ＭＵＫＡＭ　スマート・クオリティ・セレクション（適格機関投資家転売制限付）	298,195,784円
世界８資産バランスファンドＶＬ（適格機関投資家限定）	51,504,410円
ＭＵＫＡＭ　下方リスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家限定）	1,800,019,328円
ＭＵＫＡＭ　バランス・イノベーション（債券重視型）（適格機関投資家転売制限付）	75,763,745円
ＭＵＫＡＭ　外国株式インデックスファンド２（適格機関投資家限定）	2,284,030,063円
ＭＵＫＡＭ　スマート・クオリティ・セレクション２（適格機関投資家限定）	214,417,102円
ＭＵＫＡＭ　下方リスク抑制型ダイナミックアロケーションファンド（適格機関投資家限定）	8,431,155,095円
ＭＵＫＡＭ　バランス・イノベーション（リスク抑制型）２（適格機関投資家転売制限付）	45,061,491円
マルチアセット運用戦略ファンド（適格機関投資家限定）	112,731円
外国株式インデックスファンドＶ（適格機関投資家限定）	2,653,019,852円
海外株式インデックスファンドＳ	3,458,018,392円
外国株式インデックスオープンＶ（適格機関投資家限定）	5,914,731円
三菱ＵＦＪ　外国株式インデックスファンド	2,709,141,576円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）ＶＡ	743,291円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）ＶＡ	2,048,759円
インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）ＶＡ	614,209円
インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）ＶＡ	1,941,937円
三菱ＵＦＪ　外国株式インデックスファンドＶＡ	23,378,383円
三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ３０Ｄ（適格機関投資家限定）	812,314円
三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ６０Ｄ（適格機関投資家限定）	8,549,869円
三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ３０Ｇ（適格機関投資家限定）	774,151円
三菱ＵＦＪ　バランスＶＡ６０Ｇ（適格機関投資家限定）	12,173,336円
三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞外国株式インデックスファンド	6,613,739,180円
三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（安定型）	89,781,184円
三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（安定成長型）	380,294,663円
三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（成長型）	409,912,142円
三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞インデックス・ライフ・バランス　ファンド（積極型）	413,509,341円
合計	529,275,612,442円
２．受益権の総数	529,275,612,442口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	［2023年 7月 26日現在］

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項

株式関連

［2023年 7月 26日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	108,038,214,163	—	110,301,819,903	2,263,605,740
合計		108,038,214,163	—	110,301,819,903	2,263,605,740

（注）時価の算定方法

1　先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2　先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

［2023年 7月 26日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	7,952,204,838	—	7,930,912,287	△21,292,551
	カナダドル	372,780,223	—	371,339,141	△1,441,082
	オーストラリアドル	227,063,604	—	227,686,536	622,932
	イギリスポンド	463,021,655	—	463,666,276	644,621
	スイスフラン	318,983,262	—	319,328,914	345,652
	香港ドル	66,050,206	—	65,873,375	△176,831

	シンガポールドル	38,905,434	—	38,861,221	△44,213
	スウェーデンクローネ	97,760,506	—	97,706,178	△54,328
	ノルウェークローネ	26,859,488	—	26,670,978	△188,510
	デンマーククローネ	77,610,657	—	77,207,968	△402,689
	ユーロ	960,974,295	—	956,277,730	△4,696,565
合計		10,602,214,168	—	10,575,530,604	△26,683,564

（注）時価の算定方法

1　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（１口当たり情報）

	［2023年 7月 26日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5.6047円 (56,047円)

２【ファンドの現況】

【ｅＭＡＸＩＳ　先進国株式インデックス】

【純資産額計算書】

2023年 7月 31日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	77,000,774,299
Ⅱ　負債総額	85,943,533
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	76,914,830,766
Ⅳ　発行済口数	14,502,712,031口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	5.3035
（10,000口当たり）	(53,035)

（参考）

外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2023年 7月 31日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	2,982,223,231,013
Ⅱ　負債総額	3,613,188,736
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,978,610,042,277
Ⅳ　発行済口数	530,096,031,431口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	5.6190
（10,000口当たり）	（56,190）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗

することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2023 年 10 月 1 日現在、資本金は 2,000 百万円です。なお、発行可能株式総数は 400,000 株であり、211,581 株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当

部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

委託会社は 2023 年 10 月 1 日にエム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更しました。

2023 年 7 月 31 日現在における三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本　数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	859	26,504,760
追加型公社債投資信託	16	1,595,919
単位型株式投資信託	91	414,211
単位型公社債投資信託	49	101,296
合　計	1,015	28,616,185

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

（ご参考）2023 年 7 月 31 日現在におけるエム・ユー投資顧問株式会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本　数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	34	231,842
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	11	28,325
単位型公社債投資信託	1	6,439
合　計	46	266,606

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　青　木　裕　晃

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　鉄　也

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行

を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第37期 （2022年3月31日現在）		第38期 （2023年3月31日現在）
（資産の部）				
流動資産				
現金及び預金	※2	51,593,362	※2	51,733,041
有価証券		293,326		1,579,691
前払費用		645,109		770,747
未収入金		61,092		81,854
未収委託者報酬		15,750,264		16,753,855
未収収益	※2	783,790	※2	688,142
金銭の信託		8,401,300		10,400,000
その他		295,584		745,576
流動資産合計		77,823,830		82,752,908
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	391,042	※1	181,551
器具備品	※1	1,079,023	※1	730,357
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		－		1,111,177
有形固定資産合計		2,098,499		2,651,520
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,381,293		4,183,644
ソフトウェア仮勘定		1,581,652		1,907,739
無形固定資産合計		5,978,768		6,107,206
投資その他の資産				
投資有価証券		16,803,642		12,022,365
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	※1	810,684	※1	807,066
長期差入保証金		524,244		689,492
前払年金費用		189,708		118,832
繰延税金資産		982,406		1,675,132
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		19,491,852		15,494,056
固定資産合計		27,569,120		24,252,782
資産合計		105,392,950		107,005,691

（単位：千円）

		第37期 （2022年3月31日現在）		第38期 （2023年3月31日現在）
（負債の部）				
流動負債				
預り金		565,222		507,559
未払金				
未払収益分配金		197,334		114,094
未払償還金		7,418		7,418
未払手数料	※2	6,423,139	※2	6,139,595
その他未払金	※2	4,565,457	※2	955,697
未払費用	※2	4,328,968	※2	5,778,896
未払消費税等		1,112,923		439,657
未払法人税等		769,692		2,375,281
賞与引当金		942,287		849,840
役員賞与引当金		149,028		154,872
その他		5,517		5,517
流動負債合計		19,066,990		17,328,431
固定負債				
長期未払金		10,800		－
退職給付引当金		1,246,300		1,333,882
役員退職慰労引当金		117,938		75,667
時効後支払損引当金		250,214		254,296
固定負債合計		1,625,252		1,663,846
負債合計		20,692,243		18,992,277
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712		44,732,712
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		29,000,498		33,267,700
利益剰余金合計		36,341,088		40,608,289
株主資本合計		83,073,932		87,341,133

（単位：千円）

	第37期 （2022年3月31日現在）	第38期 （2023年3月31日現在）
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,626,775	672,279
評価・換算差額等合計	1,626,775	672,279
純資産合計	84,700,707	88,013,413
負債純資産合計	105,392,950	107,005,691

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

	第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）		第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬		79,977,953		84,121,445
投資顧問料		2,711,169		2,750,601
その他営業収益		13,459		10,412
営業収益合計		82,702,582		86,882,459
営業費用				
支払手数料	※2	31,644,834	※2	31,461,274
広告宣伝費		720,785		798,894
公告費		500		375
調査費				
調査費		2,430,158		2,849,042
委託調査費		14,557,009		19,236,505
事務委託費		1,450,062		1,751,807
営業雑経費				
通信費		138,868		113,480
印刷費		379,428		367,379
協会費		49,590		58,128
諸会費		17,729		18,447
事務機器関連費		2,172,978		2,238,382
その他営業雑経費		649		－
営業費用合計		53,562,596		58,893,717
一般管理費				
給料				
役員報酬		414,260		416,461
給料・手当		6,496,233		6,565,766
賞与引当金繰入		942,287		849,840
役員賞与引当金繰入		149,028		154,872
福利厚生費		1,282,310		1,279,885
交際費		4,874		8,942
旅費交通費		21,698		75,274
租税公課		430,233		403,955
不動産賃借料		724,961		719,707
退職給付費用		494,615		388,176
固定資産減価償却費		2,249,287		2,418,341
諸経費		379,054		444,313
一般管理費合計		13,588,846		13,725,534
営業利益		15,551,139		14,263,207

（単位：千円）

	第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）		第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		243,133		47,353
受取利息	※2	7,408	※2	10,279
投資有価証券償還益		1,089,101		609,102
収益分配金等時効完成分		137,485		94,351
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		36,211		36,894
営業外収益合計		1,579,148		863,788
営業外費用				
投資有価証券償還損		3,074		32,995
時効後支払損引当金繰入		16,548		31,951
事務過誤費		76,076		2,680
賃貸関連費用		15,780		14,262
その他		7,585		32,394
営業外費用合計		119,066		114,284
経常利益		17,011,221		15,012,711
特別利益				
投資有価証券売却益		605,706		387,113
特別利益合計		605,706		387,113
特別損失				
投資有価証券売却損		28,188		15,828
投資有価証券評価損		36,558		104,554
固定資産除却損	※1	13,094	※1	32,791
減損損失		－	※3	315,350
特別損失合計		77,840		468,524
税引前当期純利益		17,539,087		14,931,300
法人税、住民税及び事業税	※2	5,366,608	※2	4,860,444
法人税等調整額		22,446		△271,471
法人税等合計		5,389,054		4,588,973
当期純利益		12,150,032		10,342,327

（3）【株主資本等変動計算書】

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額			475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額					
剰余金の配当			△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益			12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当期変動額					
剰余金の配当			△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△954,495	△954,495	△954,495
当期変動額合計	△954,495	△954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

[注記事項]

(重要な会計方針)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2.金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	5 年～47 年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるた

め、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、財務諸表への影響はありません。

（貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 37 期 （2022 年 3 月 31 日現在）	第 38 期 （2023 年 3 月 31 日現在）
建物	805,250 千円	1,006,606 千円
器具備品	2,054,366 千円	1,985,072 千円
投資不動産	157,995 千円	163,978 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 37 期 （2022 年 3 月 31 日現在）	第 38 期 （2023 年 3 月 31 日現在）
預金	43,782,913 千円	40,165,058 千円
未収収益	13,741 千円	15,046 千円
未払手数料	836,105 千円	790,279 千円
その他未払金	3,887,520 千円	77,007 千円
未払費用	337,847 千円	277,358 千円

（損益計算書関係）

※1. 固定資産除却損の内訳

	第 37 期 （自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）	第 38 期 （自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）
建物	2,599 千円	1,047 千円
器具備品	10,495 千円	29,762 千円
ソフトウェア	－	1,981 千円
計	13,094 千円	32,791 千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 37 期 （自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）	第 38 期 （自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）
支払手数料	5,153,589 千円	4,893,312 千円
受取利息	7,377 千円	10,236 千円
受取賃貸料	65,808 千円	68,168 千円
法人税、住民税及び事業税	4,062,765 千円	3,947,200 千円

※3. 減損損失

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区（本社）	ホームページ	ソフトウェア	315,350 千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

翌期において、ホームページのリニューアルを予定しており、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

（株主資本等変動計算書関係）
第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
2021年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 10,576,511千円
② １株当たり配当額 49,988円
③ 基準日 2021年3月31日
④ 効力発生日 2021年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 6,075,125千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 28,713円
④ 基準日 2022年3月31日
⑤ 効力発生日 2022年6月29日

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 6,075,125千円
② １株当たり配当額 28,713円
③ 基準日 2022年3月31日
④ 効力発生日 2022年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2023年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
① 配当金の総額 5,171,039千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 24,440円
④ 基準日 2023年3月31日
⑤ 効力発生日 2023年6月29日

（リース取引関係）
〈借主側〉
オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
1年内	709,808千円	962,809千円
1年超	414,054千円	1,532,728千円
合計	1,123,863千円	2,495,537千円

（金融商品関係）
1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注２）参照)。

第37期(2022年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	－
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	－
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	－
資産計	25,466,909	25,466,909	－

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
(注 2) 市場価格のない株式等
非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。また、関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。
(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(2022年3月31日現在) （単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	－	－	－
金銭の信託	8,401,300	－	－	－
未収委託者報酬	15,750,264	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	－
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	－

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　有価証券	1,579,691	1,579,691	－
(2)　金銭の信託	10,400,000	10,400,000	－
(3)　投資有価証券	12,022,365	12,022,365	－
資産計	24,002,056	24,002,056	－

(注 1)　「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2)　市場価格のない株式等

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4)　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)　（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,733,041	－	－	－
金銭の信託	10,400,000	－	－	－
未収委託者報酬	16,753,855	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	－
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	－

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第 37 期(2022 年 3 月 31 日現在)

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	－	8,401,300	－	8,401,300
資産計	－	8,401,300	－	8,401,300

※財務諸表等規則附則（2021 年 9 月 24 日内閣府令第 9 号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326 千円、投資有価証券 16,772,282 千円）は、表には含めておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	－	1,579,691	－	1,579,691
金銭の信託	－	10,400,000	－	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	－	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	－	24,002,056

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

第 37 期（2022 年 3 月 31 日現在）及び第 38 期（2023 年 3 月 31 日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第 37 期(2022 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は 8,401,300 千円、取得原価は 8,400,000 千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は 31,360 千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	15,018,343	15,474,760	△456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	△456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は 10,400,000 千円、取得原価は 10,400,000 千円）を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第 37 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	－	－	－
債券	－	－	－
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	17,240	－	14,120
債券	－	－	－
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 37 期 （自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）	第 38 期 （自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）
退職給付債務の期首残高	3,729,235 千円	3,723,521 千円
勤務費用	198,457	196,190
利息費用	21,549	25,925
数理計算上の差異の発生額	△46,069	△186,130
退職給付の支払額	△179,650	△176,727
過去勤務費用の発生額	－	－
退職給付債務の期末残高	3,723,521	3,582,778

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 37 期 （自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）	第 38 期 （自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）
年金資産の期首残高	2,649,846 千円	2,583,927 千円
期待運用収益	47,588	46,453
数理計算上の差異の発生額	1,824	△103,934
事業主からの拠出額	－	－
退職給付の支払額	△115,331	△100,694
年金資産の期末残高	2,583,927	2,425,752

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,675,015　千円	2,468,195　千円
年金資産	△2,583,927	△2,425,752
	91,087	42,442
非積立型制度の退職給付債務	1,048,506	1,114,583
未積立退職給付債務	1,139,593	1,157,025
未認識数理計算上の差異	205,679	281,343
未認識過去勤務費用	△288,681	△223,319
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,056,591	1,215,049
退職給付引当金	1,246,300	1,333,882
前払年金費用	△189,708	△118,832
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,056,591	1,215,049

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	198,457　千円	196,190　千円
利息費用	21,549	25,925
期待運用収益	△47,588	△46,453
数理計算上の差異の費用処理額	△3,547	△6,532
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	109,013	1,600
確定給付制度に係る退職給付費用	343,245	236,091

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
債券	62.0　%	63.6　%
株式	36.3	34.2
その他	1.7	2.2
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
割引率	0.078～0.72%	0.066～1.13%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,370千円、当事業年度152,084千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	410,082千円	499,742千円
投資有価証券評価損	65,490	47,876
未払事業税	165,702	169,997
賞与引当金	288,528	260,221
役員賞与引当金	25,799	29,828
役員退職慰労引当金	36,112	23,169
退職給付引当金	381,617	408,434
減価償却超過額	145,316	227,100
差入保証金	－	52,869
長期差入保証金	52,869	－
時効後支払損引当金	76,615	77,865
連結納税適用による時価評価	35,311	35,311
その他	76,257	177,003
繰延税金資産　小計	1,759,702	2,009,420
評価性引当額	―	―
繰延税金資産　合計	1,759,702	2,009,420
繰延税金負債		
前払年金費用	△58,088	△36,386
連結納税適用による時価評価	△1,149	△1,098
その他有価証券評価差額金	△717,957	△296,702
その他	△101	△101
繰延税金負債　合計	△777,296	△334,288
繰延税金資産の純額	982,406	1,675,132

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第 37 期（2022 年 3 月 31 日現在）及び第 38 期（2023 年 3 月 31 日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（収益認識関係）
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の 6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）
[セグメント情報]
第 37 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）及び第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
第 37 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）及び第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）
1. 製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報
(1) 営業収益
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。
(2) 有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 37 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注 5）	科目	期末残高（注 5）
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払（注 1）	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注 2） 投資助言料（注 3）	5,153,589 千円 499,388 千円	未払手数料 未払費用	836,105 千円 272,264 千円

第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注 5）	科目	期末残高（注 5）
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等に伴う支払（注 4）	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注 2） 投資助言料（注 3）	4,893,312 千円 463,416 千円	未払手数料 未払費用	790,279 千円 253,093 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

４．連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。

５．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,097,951千円	未払手数料	838,058千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	7,025,984千円	未払手数料	1,319,958千円

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,052,979千円	未払手数料	868,785千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	6,661,991千円	未払手数料	1,218,051千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
１株当たり純資産額	400,322.84円	415,979.76円
１株当たり当期純利益金額	57,424.97円	48,881.17円

（注）1. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
当期純利益金額　（千円）	12,150,032	10,342,327
普通株主に帰属しない金額　（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	12,150,032	10,342,327
普通株式の期中平均株式数　（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

委託会社は 2023 年 10 月１日にエム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更しました。

上記以外、該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

ｅＭＡＸＩＳ 先進国株式インデックス

約　　款

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

ｅＭＡＸＩＳ 先進国株式インデックス

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の株式に直接投資することがあります。

（２）投資態度

①外国株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として対象インデックスに採用されている日本を除く世界各国の株式に実質的な投資を行い、信託財産の１口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100％を超える場合があります。

④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

①株式への実質投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引を行うことができます。

⑧外国為替予約取引を行うことができます。

⑨デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

３．収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『ｅＭＡＸＩＳ 先進国株式インデックス』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第８項、第45条第１項、第46条第１項、第47条第１項および第49条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、

預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は､信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑥　前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦　第１項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当

該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条　この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とする外国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをい

い、前各号に該当するものを除きます。）

25．外国の者に対する権利で前２号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．信託の受益権（金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

７．投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第２条第２項第５号に該当するものをいいます。）

８．外国の者に対する権利で前３号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第28条において同じ。）、第28条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条、第25条、第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項ならびに前条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条、第25条、第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限ります。）において投資するモルガン・スタンレー株式については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。

④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第50条第２項から第６項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第24条に規定する転換社債

型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条　委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第24条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超

える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第27条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（信託業務の委託等）

第28条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第29条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第30条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別

して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第31条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条　委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第34条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第35条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第36条　この信託の計算期間は、毎年１月27日から翌年１月26日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2009年10月28日から2010年１月26日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第37条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、こ

れを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第38条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第39条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。

500億円未満の部分　年10,000分の60

500億円以上1,000億円未満の部分　年10,000分の58

1,000億円以上の部分　年10,000分の56

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第40条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第42条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第44条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第42条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第44条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、

社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④　受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨　委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第45条第２項から第５項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第45条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第46条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）
第47条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）
第48条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）
第49条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
（信託約款の変更等）
第50条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）
第51条　第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
②　前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第44条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。
（運用報告書に記載すべき事項の提供）
第51条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。
（公告）
第52条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.am.mufg.jp/
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
（質権口記載または記録の受益権の取扱い）
第53条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。
（信託約款に関する疑義の取扱い）
第54条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）
第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
第２条　第42条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

信託契約締結日　2009年10月28日

（付表）
１．約款第13条第２項および第44条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日


MUFG
三菱UFJアセットマネジメント